

	一般組合員の 年金制度と退職後の手続	
--	----------------------------------	--

令和5年1月



かめるん（公立学校共済組合の年金キャラクター）

公立学校共済組合広島支部 長期給付係

一般組合員の年金制度（令和４年１０月１日現在）

※ 一般組合員とは、長期給付（年金）事業の適用を受ける本務者・再任用フルタイム・任期付職員等です。

※ 令和４年１０月１日の制度改正に伴い、(*)臨時的任用職員は、公務員共済（地共済）の厚生年金ではなく、日本年金機構の一般厚生年金に加入しています。

(*) 長期給付（年金）事業の適用を受けない短期組合員は、一般厚生年金被保険者となります。

Ⅰ 公的年金制度の仕組み	2 頁
§ 1 公的年金制度	2 頁
§ 2 国民年金の加入手続	4 頁
§ 3 年金の給付事由と種類	6 頁
§ 4 年金の支給	8 頁
Ⅱ 被用者年金制度の一元化	12 頁
§ 5 共済年金の２階部分は厚生年金へ統合	12 頁
§ 6 職域年金は「退職等年金給付（年金払い退職給付）」へ	13 頁
Ⅲ 退職後の年金と請求手続等	14 頁
§ 7 過去に受けた一時金の返還（公務員のみ）	14 頁
§ 8 年金の繰上げ（60 歳以降） & 繰下げ（66 歳以降）	15 頁
§ 9 老齢厚生年金と退職後の所得による支給制限	18 頁
§ 10 障害厚生年金・障害基礎年金	21 頁
§ 11 離婚時の年金分割（合意分割と第３号分割）	24 頁
§ 12 遺族厚生年金・遺族基礎年金	25 頁
§ 13 年金請求手続	27 頁
◇ 令和４年度の制度改正 & 年金受給権者の再就職に伴う手続	30 頁
◆ 「退職届書」の記入要領等（※退職者全員提出）【記入例；A 3 判】	32 頁
● <<年金制度 F A Q（Q 1 ～ Q21）>>	33 頁

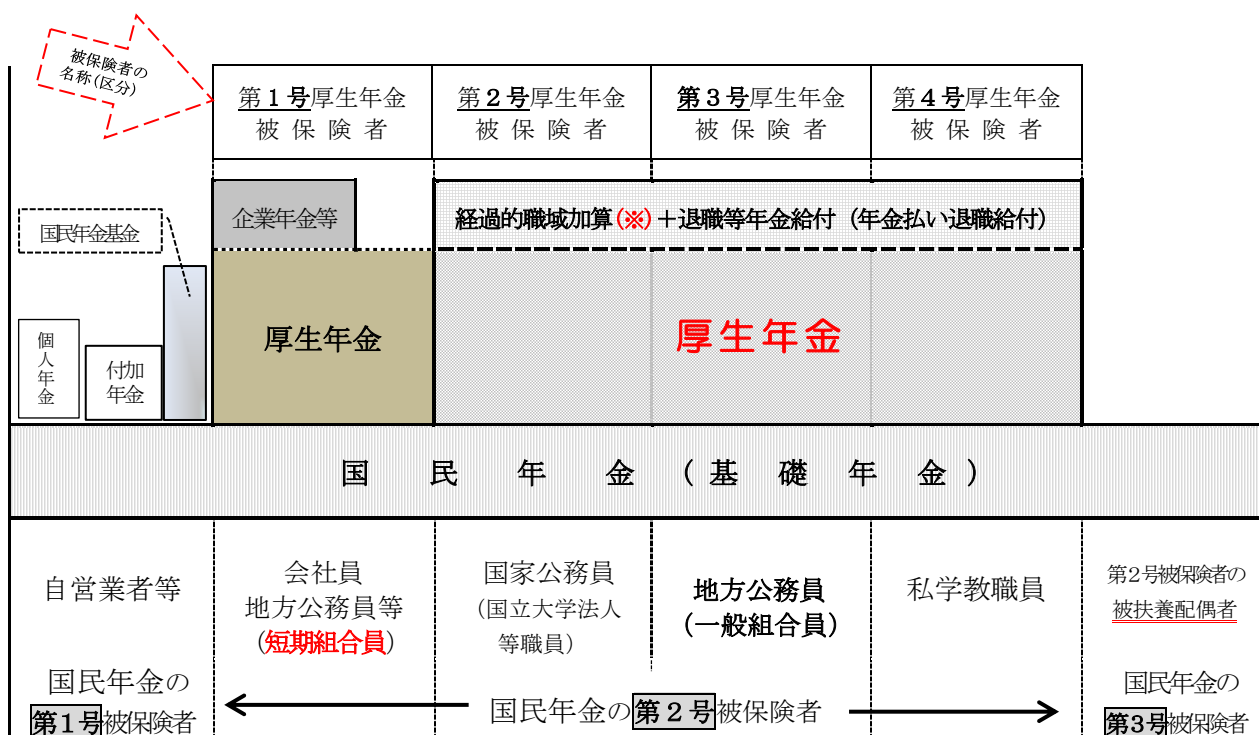
I 公的年金制度の仕組み

§ 1 公的年金制度

平成 24 年 8 月に公布された「被用者年金一元化法」により平成 27 年 10 月以降、共済年金は厚生年金に統一され、公的年金は「全国民共通の国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」の 2 つの制度になりました。



1 被用者年金制度



(※) 経過的職域加算とは、従来の「職域年金部分（3階部分）」に相当する年金のことをいう。

2 国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種 別	対 象 者
第 1 号被保険者	国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生などで、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者に該当しない人（保険料は本人が納付）
第 2 号被保険者	厚生年金の被保険者（65 歳未満）
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者（65 歳未満）の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

3 厚生年金の被保険者の区分（令和 4 年 10 月以降）

民間被用者（会社員）・地方公務員等（短期組合員）	第 1 号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第 2 号厚生年金被保険者
地方公務員等（一般組合員）	第 3 号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第 4 号厚生年金被保険者

4 公的年金の種類

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老齢	64 歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65 歳から	本来支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
(*)死亡	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(*) 遺族厚生年金の受給者となる遺族は、一般組合員であった人が死亡した当時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。(妻以外は、年齢制限あり。)

5 老齢厚生年金について

平成 27 年 10 月に被用者年金が一元化されたことに伴い、年金の名称は、退職共済年金から老齢厚生年金になりましたが、年金額の計算方法や受給要件などに変更はありません。

老齢厚生年金は、本来、65 歳から支給されますが、当分の間、支給開始年齢から 65 歳までの間は、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

この年金は 65 歳になると消滅して『本来支給の老齢厚生年金』に切り替わります。

- (1) 昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた者は、65 歳になるまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。
- (2) 昭和 36 年 4 月 1 日以前に生れた者は、65 歳から『本来支給の老齢厚生年金』が支給され、国民年金制度から「老齢基礎年金（国民年金）」の支給が始まります。
- (3) 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれの者は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。
- (4) 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者は、65 歳から、本来支給の老齢厚生年金が支給されると同時に国民年金制度から、「老齢基礎年金」が支給されます。

6 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（公務員等の年金；3 階部分）

平成 27 年 9 月までの組合員期間		平成 27 年 10 月以降の組合員期間	
経過職域加算 (旧職域部分：3 階部分)		退職等年金給付 (年金払い退職給付)	
老齢厚生年金（旧共済年金）			
国民年金（基礎年金）			

共済組合が
支給する年金

日本年金機構が
支給する年金

§ 2 国民年金の加入手続

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の人が加入する制度です。

定年退職後、共済組合の一般組合員の資格喪失と同時に「国民年金第 2 号被保険者」の資格を喪失します。

併せて、現職中に 60 歳未満の配偶者を扶養していた者は、配偶者も国民年金「**第 3 号**」被保険者の資格を喪失します。

自身で、国民年金の加入（種別変更）手続が必要になります。



1 国民年金加入者の種別が変わったとき

～60 歳未満の被扶養配偶者（国民年金**第 3 号**被保険者）がいる者～

退職後、再就職しない（網掛けの枠）に該当し、かつ「60 歳未満の**被扶養配偶者**」がいる者は、配偶者の国民年金の「種別」が変わります。

お近くの市区町役場で手続を行ってください。（※60 歳まで、保険料納付要）

本人（元一般組合員）の再就職等の状況	元組合員が加入する被用者年金制度	60 歳未満の被扶養配偶者		
		種 別	届出先	保険料
・再就職しない ・自営業 ・公務員等として下記以外（週 20 時間未満のパートタイム）で勤務 ・公立学校共済組合の任意継続組合員になる（注）	加入しない	第 3 号 ↓ 第 1 号	お住まいの市区町村役場	必要
・公務員として、再任用フルタイム・任期付等の一般組合員として勤務	公務員共済組合	第 3 号 ↓ 第 3 号	組 合 員 の 再 就 職 先	不要
・民間会社又は、私立学校で勤務 ・公務員として任用期間 2 か月を超える非常勤勤務又は、週 30 時間程度のパートタイムで勤務 ・週 20 時間程度の短時間で勤務（※） ・地共済等の短期組合員として勤務（※） （※一定の要件を満たしている場合）	厚生年金保険又は、私立学校教職員共済制度			

（注） 公立学校共済組合の**任意継続組合員**は、医療保険制度の適用はありますが、共済組合の**一般組合員**としての資格を有しないため、**年金制度の適用はありません**。（一部、福祉事業の適用あり）

2 国民年金の保険料

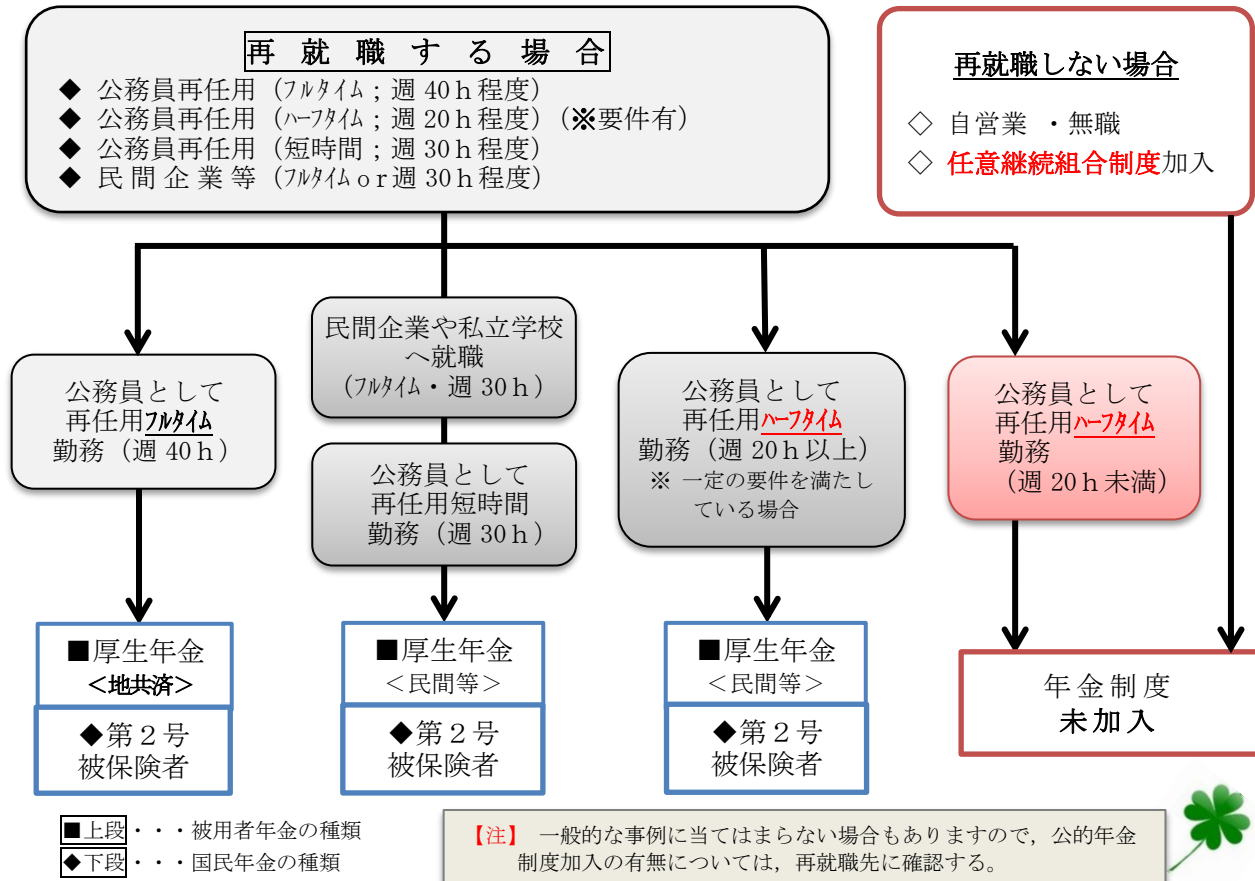
国民年金**第 1 号被保険者**（自営業者・無職・学生等（国民年金の任意加入者を含む））の保険料は、誰もが同じ、「定額制」になっています。

※ 令和 5 年度の保険料は、**月額 16,520 円**とされています。

※ 国民年金制度等については、各市（区）役所、町役場の国民年金担当窓口で確認してください。

3 60歳 定年退職後に加入する公的年金制度

- 1 再就職した場合は、「職種」や「勤務形態」により、加入する年金の種類が異なる。
- 2 一般組合員資格喪失後は、現職中に扶養していた配偶者（20歳以上60歳未満）の国民年金の「種別変更」の手続が必要。《ポイント！》



《 国民年金の手続 》

- 第1号被保険者の手続（※定年退職者は、該当しない。）
第1号被保険者になった時（20歳以上60歳未満の者で、第2号及び第3号被保険者から、第1号被保険者に変更した時を含む。）は、本人が各市区町村役場へ届出を行う必要があります。
- 第2号被保険者の手続
再就職をして、再度、第2号被保険者になった時（第1号・第3号被保険者から第2号被保険者になった時を含む。）の届出は、勤務先の事業主が、年金事務所で手続を行うため、本人の届出は必要ありません。
- 第3号被保険者の手続（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）
第3号被保険者になると配偶者が加入している厚生年金等から保険料が拠出されるので、本人が国民年金の保険料を納める必要はありません。
第3号被保険者になるための手続は、再就職先の事業主を経由して行ってください。
※ 再就職しない場合は、配偶者本人が最寄りの市（区）町又は、年金事務所等で、国民年金制度（第1号被保険者）加入の手続を行い、60歳まで保険料を納付してください。
- ☆ 65歳以上の厚生年金の被保険者が、老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、国民年金制度上の第2号被保険者とならないとされています。
したがって、その者によって扶養されている配偶者は、20歳以上60歳未満であっても、第3号被保険者とはならず、「第1号被保険者」となります。
※ 変更手続に必要な書類等については、市（区）町又は、就職先の事業主に確認してください。

§ 3 年金の給付事由と種類

年金は、給付事由により「老齢・障害・遺族」の3種類があります。
年金を受給する際は、それぞれ一定の条件を満たす必要があります。



1 年金の種類と給付事由

給付事由	厚生年金		国民年金 (基礎年金) (日本年金機構 から支給)
	種 類	支 給 要 件	
【老 齢】	老齢厚生年金	一定の組合員期間を有した者が支給開始年齢に達した時に支給される年金(在職中は、一部又は全部支給停止の場合あり)	老齢基礎年金
【障 害】	障害厚生年金	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
【遺 族】	遺族厚生年金	組合員又は組合員であった者が死亡した時に遺族に支給される年金	遺族基礎年金

※ 被用者年金一元化により、平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金の名称は、「厚生年金」と同様

2 年金の併給調整

年金は、原則として給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。

いずれか一つを選択して受給することになります(一人一年金の原則)。

なお、給付事由が同じ年金については、同時に受給することができます。

◆ 公的年金は、「一人一年金」が原則ですが、例外として併給できる年金もあります。

<例外となる主なパターン(下図)>

A 同一の支給事由の1階部分の年金と2階・3階部分の年金

B 2階部分の年金同士で、算定対象期間が異なるもの

C 政策的な理由によるもの(65歳に達してからの年金に適用)

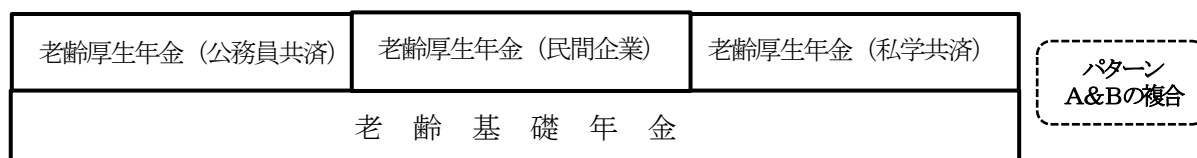
※ 現在、遺族年金や障害年金を受給している者が老齢年金の受給権を得た場合でも原則、どちらか一方の年金を選択して受給する。

《★ 原則のケース》

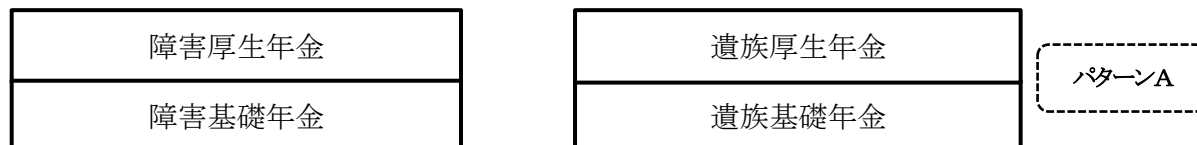
老齢厚生年金(公務員共済)	と	障害厚生年金(公務員共済)	・・・ どちらかを選択
老齢厚生年金(公務員共済)	と	遺族厚生年金(公務員共済) 若しくは遺族厚生年金	・・・ どちらかを選択 (64歳まで)

＜★ 例外のケース（同時受給可）＞

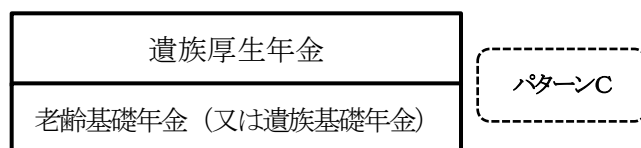
- ① 老齢厚生年金（公務員共済）と老齢基礎年金及び老齢厚生年金と老齢厚生年金（私学）



- ② 同一支給事由に基づく障害厚生年金と障害基礎年金，遺族厚生年金と遺族基礎年金



- ③ 遺族厚生年金と老齢基礎年金又は遺族基礎年金（65歳に達している者に限る。）

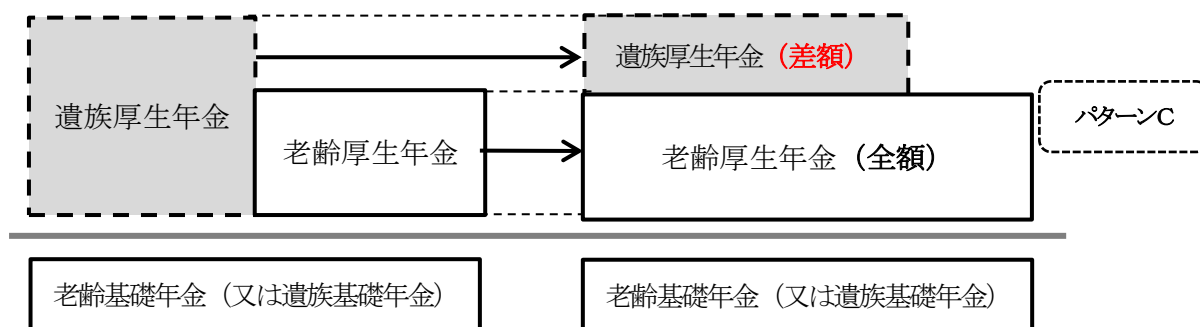


※ 遺族基礎年金を受けることができる場合は，老齢基礎年金との選択となる。

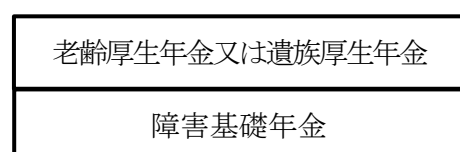
- ④ 遺族厚生年金（公務員共済）と老齢厚生年金（65歳に達している者に限る。）

制度改正（平成19年4月1日）に伴い，自身が納めた保険料を年金額に反映させるため，65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある者は，老齢厚生年金は，「全額受給」となり，遺族厚生年金は，老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となる。

※ 老齢厚生年金を受給した上で，配偶者に係る遺族厚生年金との「差額」を受給する。



- ⑤ 障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金（65歳に達している者に限る。）



§ 4 年金の支給

- ・年金は、原則として、加入期間ごとにそれぞれの制度から別々に支給します。
- ・年金は、加入期間、年齢、その他の条件が揃ったとしても、「自動的に給付」されるものではありません。[※ 請求手続が必要です！]
- ・年金は後払いで、毎年、偶数月の15日に指定された口座に振り込みます。
- ・年金は、事由が生じた月の翌月から、事由を喪失した月まで支給します。



1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、65歳になる前（60歳から64歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます（ただし、年金受給開始年齢は、下図のとおり生年月日に応じて異なる。）。

なお、65歳からは、日本年金機構から、全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、退職共済年金から「老齢厚生年金」に変わりましたが、従前どおり、最後に加入していた公務員の共済組合が支給します。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					退職共済（老齢厚生）年金 ＋経過の職域加算額
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日		特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）				老齢厚生年金 ＋経過の職域加算額
						老齢基礎年金（国民年金）
						厚生年金に統合
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日		特別支給の老齢厚生年金＋経過の職域加算額				老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日			特老厚＋経過の職域加算額			老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日				特老厚＋経過の職域加算額		老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日					特老厚＋経過の職域加算額	老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日 以降						老齢厚生年金＋経過の職域加算額 ＋年金払い退職給付
						老齢基礎年金（国民年金）

★ 公的年金制度に「通算10年以上加入」している者で、かつ、1年以上の被用者年金の加入期間（国民年金のみの期間を除く）がある場合は、生年月日に応じて支給。（次頁参照）

2 年金の決定・支給

被用者年金一元化後も、公務員の共済組合員期間に係る年金は、従前どおり、原則、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します。（私学共済は、日本私立学校振興・共済事業団が行う。）

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。

3 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金	◎ 本来支給の老齢厚生年金
① <u>昭和 36 年 4 月 1 日以前生れの者</u> で 60 歳以上 65 歳未満であること	① <u>65 歳以上</u> であること
② 公的年金加入期間が <u>10 年以上</u> あること	② 公的年金加入期間が <u>10 年以上</u> あること
③ 被用者年金加入期間が <u>1 年以上</u> あること	③ 被用者年金加入期間が <u>1 月以上</u> あること

《公的年金と被用者年金の組合員期間》

◆ 公的年金加入期間は、「25 年」から「10 年」に短縮された。（平成 29 年 8 月 1 日）

※ 公的年金加入期間 → 全ての公的年金制度（公務員共済組合、民間企業、私学共済組合及び国民年金）に加入していた期間を合算。

◆ 共済組合の組合員期間は、年金制度上、被用者年金の加入期間となる。

※ 被用者年金加入期間 → 全ての被用者年金（厚生年金）に加入していた期間を合算して 1 年以上ある場合に受給要件を満たす。
ただし、国民年金のみに加入していた期間を除く。

4 年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月（2・4・6・8・10・12 月）の年 6 回で、原則、支給期月の 15 日（15 日が土曜日の時は 14 日（金）、日曜日のときは 13 日（金））に「支給期月の前月までの 2 か月分」を支給します。（※ 初回支給日のみ、遅れる可能性があります。ご了承ください。）

<例> 昭和 37 年 6 月 10 日生まれの者の場合（支給開始年齢は 65 歳）

受給権発生日	令和 9 年 6 月 9 日（65 歳の誕生日の前日）
年金支給期月	<u>受給権発生日の翌月分</u>から支給しますので、初回は、令和 9 年 7 月分を 8 月に支給。（次回支給期月は、令和 9 年 8 月及び 9 月分を 10 月に支給） なお、<u>この時、再就職して厚生年金（被用者年金制度）に加入している場合は、年金額の調整があります。</u> ※ <u>各月、1 日生まれの者</u>は、1 日の前日、つまり、前月が受給権発生日になりますので、誕生月分の年金が支給されます。 （例：10 月 1 日生まれの者→10 月及び 11 月分の年金を 12 月に支給。）

5 老齢厚生年金の支給額

老齢厚生年金の支給額は、下記のとおり。

ただし、一般組合員期間中は、①の年金は、一部又は、全部、②、③の年金は、全額 支給停止。

① 厚生年金相当部分 (報酬比例部分)	+	② 経過的職域年金額 + ③ 退職等年金給付	+	④ 加給年金額 (※)
------------------------	---	------------------------------	---	-------------

- ① 厚生年金相当部分…掛金に比例する部分で平均給料・給与月額・組合員期間により算出
 ② 旧職域年金部分…①と同じ
 ③ 退職等年金給付…平成27年10月以降の期間の3階部分の年金(別途算出)
 ④ 加給年金額…一定の要件を満たしている加給年金対象者 (※)

◆65歳未満の者は、「特別支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②

●「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者(60歳～64歳)のうち、

- a. 公務員の組合員期間が44年以上の方又は、障害等級3級以上の障害をお持ちの方
- b. 被用者年金制度に加入していない(厚生年金に加入していない)。

上記、a+bの要件を満たしている場合、退職時から65歳までの間、①及び②に加え「定額部分(基礎年金相当部分)」が支給される。【障害特例】

◆65歳以降の者は、「本来支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②＋③＋(※④)

●65歳以降は、この他に国民年金制度の「老齢基礎年金(国民年金)」が日本年金機構から支給される。(④は、以下の要件を満たした対象者がいる場合に支給される。)

<加給年金対象者(※)>

I 生計を共にする65歳未満の配偶者

II 18歳未満の子(18歳到達年度末日(3月31日)を経過していない子)

III 20歳未満で障害年金の障害等級の1級又は2級に該当する子

●上記、I、II、IIIのいずれも、受給権者がその権利を取得した当時、受給者と生計を共にし、かつ、年収が850万円未満(所得が655.5万円未満)の者がいる時に加算。

ただし、加給年金対象者が「20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金(①、②の場合を含む)又は、障害年金を受給している場合は、加給年金額の支給が止まる。

① 加給対象者の年金の請求・受給の有無に関わらず支給開始年齢に到達している。

② 加給対象者の年金が給料との調整で全額支給停止となっている。(R4.4.1～)

※ 18歳未満の子とは、18歳に達する日の属する年度末まで

※ 収入が850万円未満とは、所得が655.5万円未満(ただし、以上であっても、近い将来(概ね5年内)、収入が850万円又は所得が655.5万円未満となる場合を含む。)

<加給年金額>

被保険者(組合員)期間20年以上で「本来支給の老齢厚生年金」の受給権発生時に加給年金対象者がいる場合、下記の金額が加算されます。

令和4年4月1日現在

配 偶 者	子	
老齢厚生年金 (旧退職共済年金)	2人まで(1人につき)	3人目から(1人につき)
388,900円(※)	223,800円	74,600円

(※) 昭和18年4月2日以降生まれの者は、配偶者加給年金額の特別加算(165,100円)が行われる。(配偶者の加給年金額の合計は、223,800円+165,100円=388,900円(年額))

6 老齢厚生年金(2階部分+3階部分)の算定方法

「組合員期間」及び「給料・期末手当等」に基づき算定される。ただし、被用者年金一元化後の給料月額、標準報酬月額となる。(法改正等により随時変更される。)

区 分	老齢厚生年金額の算定方法
経過的職域加算額 [3階部分] 平成27年9月までの 職域年金相当部分	[(※①)平成15年3月31日までの期間] 平均給料月額×1.425/1000(※1)×(※①)の組合員期間の月数 [(※②)平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間] 平均給与月額×1.096/1000(※2)×(※②)の組合員期間の月数
☆ 平成27年10月1日以降は、公的年金とは別枠の新たな3階部分である「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されたため、算出方法が異なる。(掛金は、労使折半で1.5%範囲内)	
厚生年金相当部分 [2階部分]	[平成15年3月31日までの期間] 平均給料月額×7.125/1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数 [平成15年4月1日以後の期間] 平均給与月額×5.481/1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

(※1)・・・被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.713/1000。

(※2)・・・被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.548/1000。

《参考》 老齢基礎年金(1階部分)の算定方法 (令和4年4月現在)

<基本的な考え方>

20歳から60歳までの「国民年金加入期間」に基づく老齢基礎年金を65歳から受給。

★ 計 算 式

$$\text{老齢基礎年金(年額)} = \text{満額}(777,800 \text{ 円}^{*1}) \times \frac{\text{国民年金の保険料納付済月数}^{*2}}{40 \text{ 年}(480 \text{ 月})}$$

*1 満額(777,800円)は、法改正等により年単位で改定される。

*2 20歳から60歳になるまでの被用者年金(厚生年金、共済年金)の加入期間を含む。

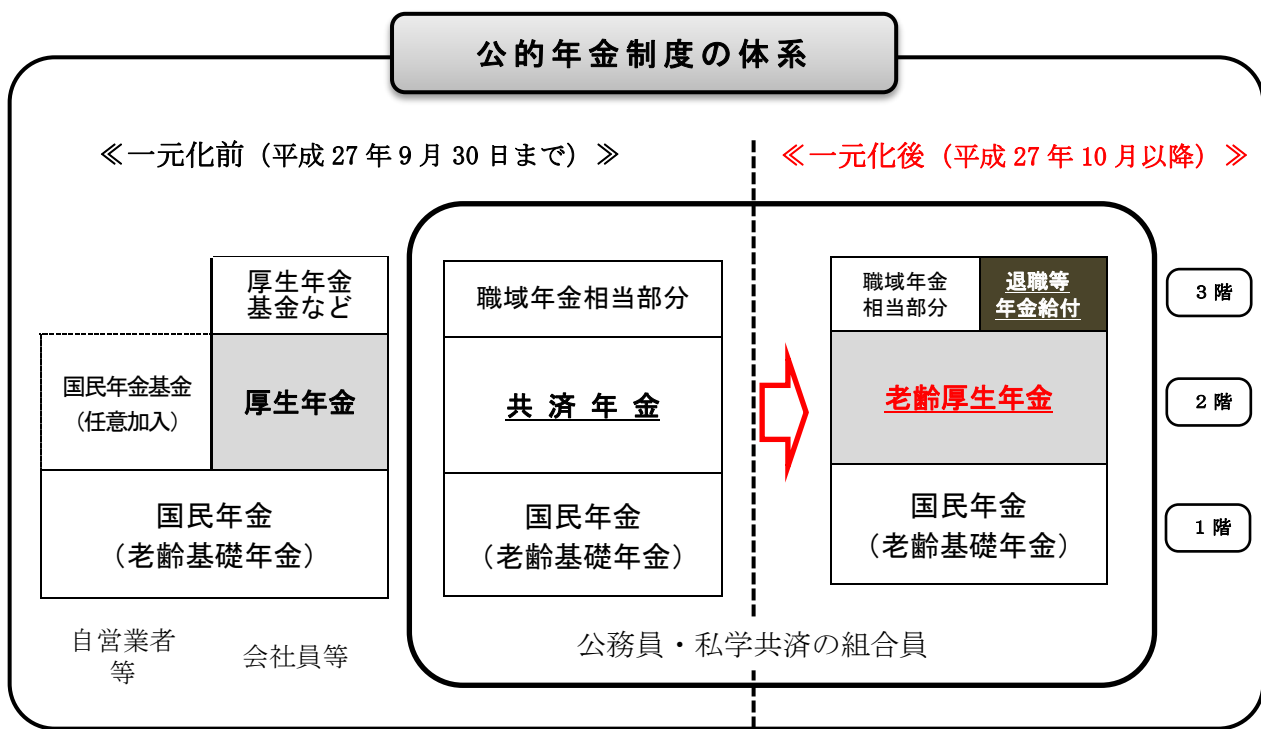
(注) 20歳未満及び、60歳以降の年金加入期間は、「老齢基礎年金」に算入されませんが、65歳からの老齢厚生年金に「経過的加算額」として加味される。

Ⅱ 被用者年金制度の一元化

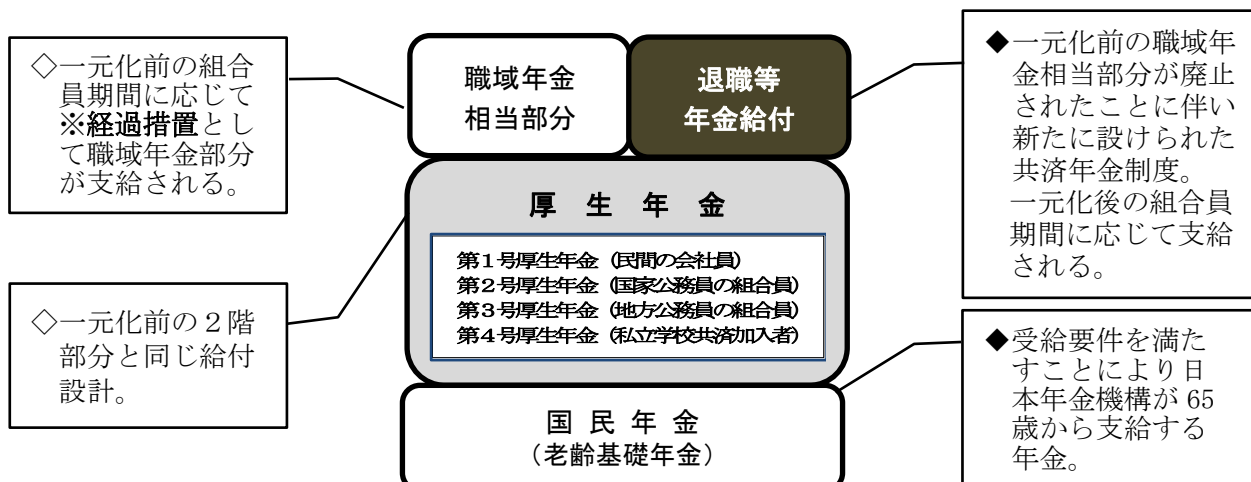
§ 5 共済年金の2階部分は厚生年金へ統合

共済年金制度に加入していた組合員は、平成27年10月1日以降は、厚生年金制度に加入しています。

なお、一元化前（H27.9.30前）に年金受給権が発生している年金の名称は「退職共済年金」に対して、一元化後（H27.10.1以降）に受給権が発生する年金の名称は「老齢厚生年金」となりますが、効率的な事務を行う観点から、一元化後も共済組合が年金記録の管理や支給を行います。



***** 被用者年金一元化後（平成27年10月以降）*****



§ 6 職域年金は「退職等年金給付（年金払い退職給付）」へ

公務員等の年金は、共済組合独自の「職域年金相当部分（3 階）」がありましたが、平成 27 年 10 月に廃止されました。

廃止後は、新たな年金制度として「年金払い退職給付」が創設されましたが、経過措置として、「平成 27 年 9 月末までの組合員期間」については、職域年金相当部分の年金が支給されます。



■ 職域年金廃止後の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」

被用者年金一元化法に基づき、共済年金は平成 27 年 10 月に厚生年金保険制度に統一されました。

被用者年金一元化法附則第 2 条に職域加算額廃止と同時に新たな公務員制度としての年金制度を設けると規定されたことを踏まえ、地方公務員の退職給付の一部として民間の企業年金に相当する「退職等年金給付（年金払い退職給付）」を設けることとされました。

- 平成 27 年 9 月までに共済年金の受給権が発生した場合は、原則、この制度は適用になりません。
- 平成 27 年 10 月以降に共済年金の受給権が発生した場合にこの制度の適用になります。

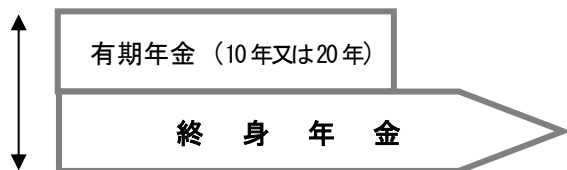


- ・ 半分は有期年金、半分は終身年金（65 歳支給（60 歳まで繰上げ支給可能））
- ・ 有期年金は、10 年又は、20 年支給を選択（一時金の選択も可能）...
- ・ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
- ・ 財政運営は、積立方式。給付設計はキャッシュ・バランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制
- ※ キャッシュ・バランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて 1.5% の範囲内）
- ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、「公務障害年金・公務遺族年金」を支給
- ・ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
- ・ 平成 27 年 10 月からの組合員期間について適用

「退職等年金給付」のイメージ

モデル年金月額

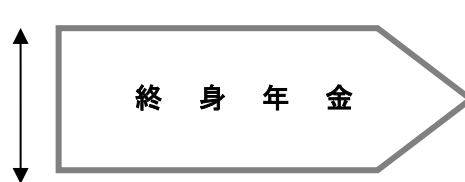
約 1.8 万円/月（想定） 【積立方式】



（参考）現行の職域部分

モデル年金月額

約 2.0 万円/月 【賦課方式】



※ モデル年金月額は、標準報酬月額 36 万円、40 年加入等一定の前提をおいて試算。

Ⅲ 退職後の年金と請求手続等

§ 7 過去に受けた一時金の返還（公務員のみ）

昭和 54 年 12 月 31 日以前の組合員期間が 1 年以上ある者が、公務員を退職した際、「退職時に退職一時金を受給した者」は、その「前歴を含めた組合員期間が、20 年以上」となる者、また 20 年に満たない場合でも、退職一時金支給の際に「原資控除」を受けた者は、受給した退職一時金に利子を付して返還していただくことにより、その期間を通算して老齢厚生年金を決定します。



※ 原資控除とは、年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除すること。

1 返還額

返還額は、退職一時金の受給額に期間及び利率に応じて複利計算より算定した利子に相当する額を加算した額となります。

利子の計算期間は、退職一時金を受給した翌月から、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった日の属する月までの期間です。

期 間	利率 (年；%)	期 間	利率 (年；%)
～平成 13 年 4 月	5.5	平成 26 年 4 月～	2.6
平成 13 年 4 月～	4.0	平成 27 年 4 月～	1.7
平成 17 年 4 月～	1.6	平成 28 年 4 月～	2.0
平成 18 年 4 月～	2.3	平成 29 年 4 月～	2.4
平成 19 年 4 月～	2.6	平成 30 年 4 月～	2.8
平成 20 年 4 月～	3.0	平成 31 年 4 月～	3.1
平成 21 年 4 月～	3.2	令和 2 年 4 月～	3.4
平成 22 年 4 月～	1.8	令和 3 年 4 月～	3.7
平成 23 年 4 月～	1.9	令和 4 年 4 月～	3.9
平成 24 年 4 月～	2.0	令和 5 年 4 月～	4.1
平成 25 年 4 月～	2.2	令和 6 年 4 月～	4.2

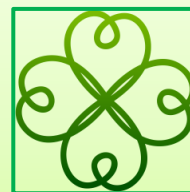
2 返還方法

現在、既給一時金を返還する人は、極限られた人ですが、年金の種別に関わらず、年金を新規決定した初回支給月から、控除することになります。控除額は、年金の各支給月における「支給額の 2 分の 1 を限度」として返還すべき額に達するまでです。

- 年金を請求する際に「既に受けていた一時金に利子を加算して返還する」ことを知らされるため、返還額が思いのほか高額で驚かれるようですが、早いうちに返還したいと考えていたとしても、年金の受給権を得たときに返還義務が生じますので、事前に返還することはできません。
- 既給一時金の返還は、法令の規定上、やむを得ない制度ですが、生涯、増額された年金を受給することができますので、必ずしも不利益となるものではありません。
- 通算の有無（返還しない）を選択することはできませんので、ご承知ください。

§ 8 年金の繰上げ（60歳以降） & 繰下げ（66歳以降）

- ◎ 特別支給の老齢厚生年金（S28.4.2～S36.4.1生まれの者）及び老齢厚生年金（S36.4.2以降生まれの者）は、「**繰上げ**請求」して、自身の支給開始年齢より前に年金を受給することができます。
- ◎ 65歳から支給される「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、66歳以降、希望する月から「**繰下げ**請求」をすることができます。



1 年金の繰上げ

老齢を事由とする厚生年金は、生年月日に応じて、支給開始年齢が異なりますが、自身の支給開始年齢に到達していなくても、**60歳以降**に繰上げ請求を行うことができます。

ただし、繰上げて受給した場合は、本来の年金額から、「**年 4.8%**（1か月×0.4%×12月＝4.8%）」の割合で減額され、その年金額は、生涯続く等の「**制約（*）**」がありますので、熟考した上で繰上げの請求手続きを行ってください。

（令和4年4月1日の制度改正により、減額率が変更されています。（30頁参照））

※ 国民年金制度から支給される「老齢基礎年金」の支給開始年齢は、**全員 65歳**。

60歳から繰上げて受給すると**年 24%年（0.4%×60月（5年））**の減額になります。

※ 老齢厚生年金の支給開始年齢が、65歳の者が、**60歳から**繰上げた年金を受ける場合は、24%**減額**された年金を受け取ることになります。（令和4年4月1日の改正により0.5%→**0.4%**）

※ 老齢厚生年金は、**老齢基礎年金と同時に**繰上げ請求を行う必要があります。

（どちらか一方のみを繰上げて受給することはできません。）

◇ 繰上げ請求を行った場合の「制約（*）」

- ① 老齢厚生年金の減額は、一生継続く。
- ② 老齢基礎年金の減額は一生継続く。（**60歳から受給した場合、損益分岐点となる年齢は、80歳頃**）
※「① 及び ②」の減額された年金額は、**65歳になっても戻ることはない**。このため、受取る期間の長短より、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合もある。
- ③ 繰上げ請求を行った後で、取り消すことができない。
- ④ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（厚生）年金の請求等ができなくなる。
（ア）事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
（イ）繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
（ウ）3級の障害共済（厚生）年金を受給している者の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に国民年金の任意加入被保険者になることはできない。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の一部又は、全部が支給停止となる場合がある。
（ア）障害基礎（厚生）年金・遺族基礎（厚生）年金の受給権がある場合
（イ）厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入している場合（共済組合の短期組合員等）
（ウ）常勤の公務員として「再就職」し、共済組合の一般組合員となった場合
（エ）雇用保険の基本手当を受給する場合

☆ 繰上げ後のメリット・デメリットを十分理解した上で、繰上げ請求の手続きを行ってください。

★ 老齡基礎年金を繰上げ受給した場合の受取総額（令和４年４月１日）

支給開始年齢 65 歳（20 歳～60 歳まで 40 年間保険料納付（満額）→ 777,800 円／年）

単位：円

	60 歳 76%	61 歳 80.8%	62 歳 85.6%	63 歳 90.4%	64 歳 95.2%	65 歳 100%
60 歳時	591,128	—	—	—	—	—
61 歳時	1,182,256	628,462	—	—	—	—
62 歳時	1,773,384	1,256,924	665,797	—	—	—
63 歳時	2,364,512	1,885,386	1,331,594	703,131	—	—
64 歳時	2,955,640	2,513,848	1,997,391	1,406,262	740,466	—
65 歳時	3,546,768	3,142,310	2,663,188	2,109,393	1,480,932	777,800
66 歳時	4,137,896	3,770,772	3,328,985	2,812,524	2,221,398	1,555,600
67 歳時	4,729,024	4,399,234	3,994,782	3,515,655	2,961,864	2,333,400
68 歳時	5,320,152	5,027,696	4,660,579	4,218,786	3,702,330	3,111,200
69 歳時	5,911,280	5,656,158	5,326,376	4,921,917	4,442,796	3,889,000
70 歳時	6,502,408	6,284,620	5,992,173	5,625,048	5,183,262	4,666,800
71 歳時	7,093,536	6,913,082	6,657,970	6,328,179	5,923,728	5,444,600
72 歳時	7,684,664	7,541,544	7,323,767	7,031,310	6,664,194	6,222,400
73 歳時	8,275,792	8,170,006	7,989,564	7,734,441	7,404,660	7,000,200
74 歳時	8,866,920	8,798,468	8,655,361	8,437,572	8,145,126	7,778,000
75 歳時	9,458,048	9,426,930	9,321,158	9,140,703	8,885,592	8,555,800
76 歳時	10,049,176	10,055,392	9,986,955	9,843,834	9,626,058	9,333,600
77 歳時	10,640,304	10,683,854	10,652,752	10,546,965	10,366,524	10,111,400
78 歳時	11,231,432	11,312,316	11,318,549	11,250,096	11,106,990	10,889,200
79 歳時	11,822,560	11,940,778	11,984,346	11,953,227	11,847,456	11,667,000
80 歳時	12,413,688	12,569,240	12,650,143	12,656,358	12,587,922	12,444,800
81 歳時	13,004,816	13,197,702	13,315,940	13,359,489	13,328,388	13,222,600
82 歳時	13,595,944	13,826,164	13,981,737	14,062,620	14,068,854	14,000,400
83 歳時	14,187,072	14,454,626	14,647,534	14,765,751	14,809,320	14,778,200
84 歳時	14,778,200	15,083,088	15,313,331	15,468,882	15,549,786	15,556,000
85 歳時	15,369,328	15,711,550	15,979,128	16,172,013	16,290,252	16,333,800

○ 国民年金の保険料納付期間に応じて「老齡基礎年金」の額を算出（11 頁参照）

○ 公務員共済の組合員期間は、国民年金制度に加入（国民年金保険料納付期間としてカウント）

《例》 22 歳で広島県の小学校教諭に採用→60 歳で退職した者の場合（国民年金加入期間は 38 年間）

65 歳から受給する老齡基礎年金は、 $777,800 \text{ 円} \times 38 \text{ 年} / 40 \text{ 年} = 738,910 \text{ 円（年額）}$ となる。

2 年金の繰下げ

65歳から支給される「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、**66歳以降、希望する月から繰下げて受給することができます（1年と1日目以降に繰下げ請求可能）。**

繰下げ支給の年金の額は、「受給権発生日の属する月」から、「繰下げの申し出をした月の前月」までの月数（最大120月）に応じて、**0.7%ずつ増額**された年金受給することができます。

※ 最大10年間（ $0.7\% \times 120 \text{ 月} = 84\%$ 増）

※ 年金の増額は、一生継続。 (75歳から受給した場合、損益分岐点となる年齢は、86歳頃)

※ 令和4年4月1日の制度改正により、**受給開始時期の選択肢が拡大**された。(70歳→**75歳**)

(S27.4.2以降生まれの者は、75歳まで繰下げ可能(R4.4.1現在70歳未満の者→75歳まで))

※ 繰下げ請求の申し出は、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して「1年」を経過した日より前に当該老齢厚生年金の請求をしていないことが条件となります。

併せて、その間に障害年金及び遺族年金等の受給権者になっていないことが条件となる。

- 60歳から64歳まで支給される「**特別支給の老齢厚生年金**」を繰下げて受給することはできない。(増額することはできない)
- 繰**下**げ請求は、繰**上**げ請求とは異なり、老齢厚生年金と老齢基礎年金のどちらか一方を繰下げて請求することができる。(※両方同時に繰下げ請求をする必要はない)
- 加給年金額は、繰下げしても増額の対象とならないため、繰下げ請求をせずに「加給年金額」を受給した方が有利な場合もある。**<要注意>**

★ 年金の繰上げ請求及び繰下げ請求をする際は、メリット、デメリットを十分理解したうえで手続きを行ってください。



《参考》(令和4年4月1日以降の繰上げ・繰下げ)

【繰**上**げによる**減額率**】

繰上げ請求する年齢		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
年金の減額率 (年：%)	改正前(月0.5%)	30.0	24.0	18.0	12.0	6.0
	※ 改正後 (月0.4%)	24.0	19.2	14.4	9.6	4.8

(※ 昭和37年4月2日以降生まれの者は、改正後の減額率を適用)

【繰**下**げによる**増額率**】 & 【受給開始時期拡大】

	昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの者									
	昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの者									
繰下げする年齢	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳
年金の増額率 (年：%)	8.4	16.8	25.2	33.6	42.0	50.4	58.8	67.2	75.6	84.0

§ 9 老齢厚生年金と退職後の所得による支給制限

「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」の受給権者が、再任用職員等として在職しているとき及び民間企業等に再就職して、厚生年金制度に加入しているときは、年金額の全部又は一部が支給停止になる場合があります。

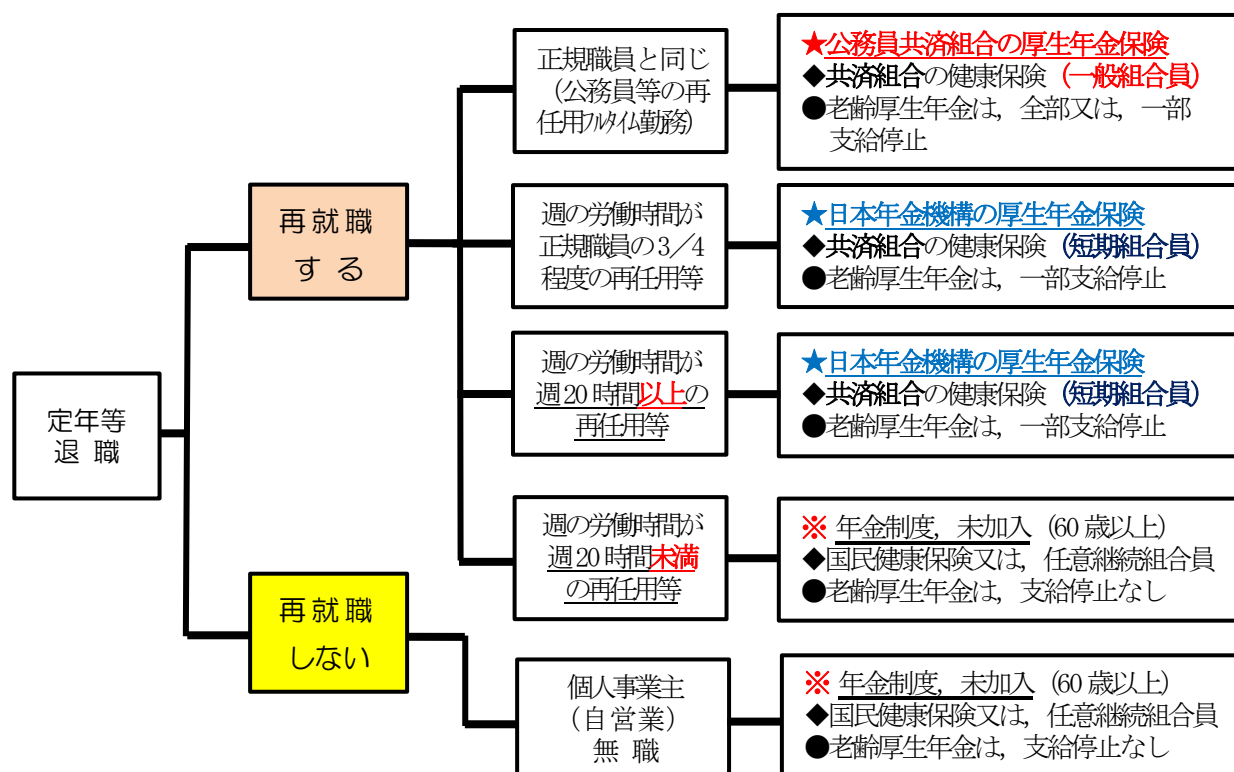


1 再就職による年金の調整

退職後に再任用や民間企業等に再就職して、厚生年金保険に加入した場合は、その就職先から受ける給料と過去、直近、1年間の賞与を基準として定められる総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が一定の額を超えるときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）の全部又は一部が支給停止されます。

※ 制度改正に伴い、短時間労働者の厚生年金保険への適用範囲が拡大されたため、週 20 時間以上の労働時間の者においても一定の要件を満たせば厚生年金保険に加入（年金との調整あり）

◆「老齢厚生年金」の在職停止フロー図 ◆(R4.10.1～)



※ 国民健康保険（任意継続組合員含む）の加入者で、20歳以上60歳未満の者は、国民年金制度に加入義務あり。

【注意】

この「フロー図」は、一般的な事例のため、再就職した際は、自身の健康保険及び厚生年金保険制度の「種別」及び「加入の有無」等を必ず、事業主に確認してください。

2 在職中の老齢年金

民間企業等に再就職して老齢厚生年金保険の被保険者が受ける老齢厚生金は、年金額の一部又は全部が支給停止される場合がある。

基本月額（年金）と総報酬月額相当額（賃金）に応じて下表のように調整される。

◆ 基本月額と総報酬月額相当額

○ 基本月額（年金） = 老齢厚生年金の年金額（経過的職域加算・加給年金額を除く）÷12

○ 総報酬月額相当額（賃金） = その月の標準報酬月額 + その月以前の標準賞与の総額 ÷12

《例》 4月の在職支給停止の基礎となる総報酬月額相当額

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
月収		←											◇	
賞与			●						●					

※ その月とは、◇計算対象月

※ 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額に「直近1年分の賞与額の合計額の12分の1」を標準賞与額として加算したものになる。

<事例>

広島県公立小学校 教諭 Aさん（昭和33年7月3日生まれ）
再任用フルタイム勤務者（公立学校共済組合広島支部の「一般組合員」）
年金の支給開始年齢 63歳（受給権発生日；令和3年7月2日）
加給年金対象者 なし

64歳までの年金の在職停止の計算方法（令和4年10月（定期支給期月））

① 特別支給の老齢厚生年金額（2階部分）・・・年額 144万円（月 **12万円**）

② 経過的職域年金額（3階部分）・・・年額 24万円（月 2万円） **※全額停止**

③ 標準報酬月額・・・ **32万円**

④ 賞与額（計算対象月の直近1年間分の合計額を月に換算）

令和3年12月分 34万円

令和4年 3月分 4万円

令和4年 6月分 34万円

合 計 72万円 × 1 / 12 = **6万円**

12万円 + **32万円** + **6万円** = **50万円**

50万円 - **47万円（※停止基準額）** = **3万円**（※停止基準額は、1万円単位で毎年改定）

3万円 × 1 / 2 = **1.5万円（1か月当たりの支給停止額）**

12万円 - 1.5万円 = 10.5万円（10月定期支給日に21万円送金（8月と9月分））

令和4年10月送金分（令和4年8月と9月分）の年金額は、21万円程度（月10.5万円の2月分）になります（年金の額から所得税等を控除した額を送金）。

なお、65歳から、退職等年金給付（平成27年10月以降の組合員期間に係る公務員独自の年金）を公務員共済組合が支給しますが、公務員共済の一般組合員期間中は、全額支給停止。

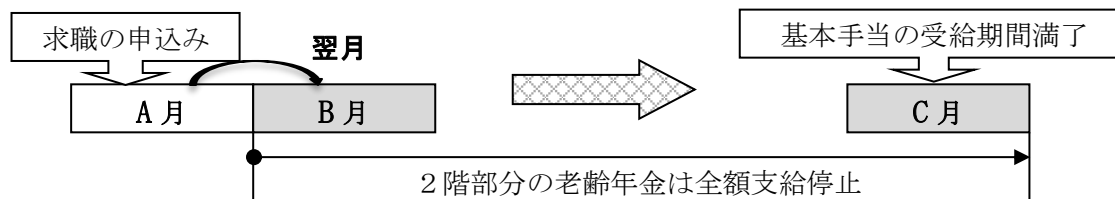
また、65歳になると国民年金制度（日本年金機構）から「老齢**基礎**年金」の支給が始まります。この老齢**基礎**年金は、「在職停止の**対象外**」です（在職中であっても支給停止なし。）。

3 雇用保険との調整による老齢年金の支給停止

「公立学校共済組合から支給される老齢厚生年金」の受給者（65 歳未満）が、雇用保険法による失業給付等を受給すると、老齢厚生年金が支給停止になる。

● 失業給付（基本手当）の場合

求職の申込みをした翌月から、失業給付（基本手当）受給期間が満了するまでの間、2 階部分の老齢厚生年金は全額支給停止（3 階部分は全額支給）



失業給付の受給資格を得た場合（*）は、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをする前に、失業給付（基本手当）の給付額を確認し、老齢厚生年金と、失業給付（基本手当）のどちらを受給するか、十分検討することをおすすめします。

4 公務員（本務者）の雇用保険（失業給付）の受給資格

現職中に雇用保険に加入していないので、定年退職しても失業給付の受給資格はない。

ただし、定年退職後に「再就職」して、雇用保険制度に加入した場合、その後、65 歳になるまでに「再退職」した場合は、雇用保険の失業給付の受給資格が発生することがある。

区 分	雇用保険への加入	65 歳未満で退職した場合の失業給付の受給資格
◇ 常勤フルタイム勤務の再任用職員等		
◇ 60 歳定年退職後、①又は②で再就職 ① 公務員・民間会社に週 20～30 時間程度のパートタイムで勤務 ② その他、短時間労働者（一定の要件あり）	あ り（*）	あ り（*）

（*） 一般的なケースであり、再就職先又は公共職業安定所（ハローワーク）で確認してください。

5 受給権者の申し出による老齢年金の支給停止

☆ 受給権者の申し出により、老齢厚生年金を受け取らないこともできる。

年金を受け取らない旨の申し出をしたときは、申し出をした翌月から老齢厚生年金が全額支給停止となりますが、この申し出は、いつでも将来に向かって撤回でき、撤回する旨の申出書を提出した翌月分から年金が支給される。

- 老齢厚生年金の一部だけ受け取らないという申し出はできない。
- 申し出を撤回しても、停止された年金は支給されない。

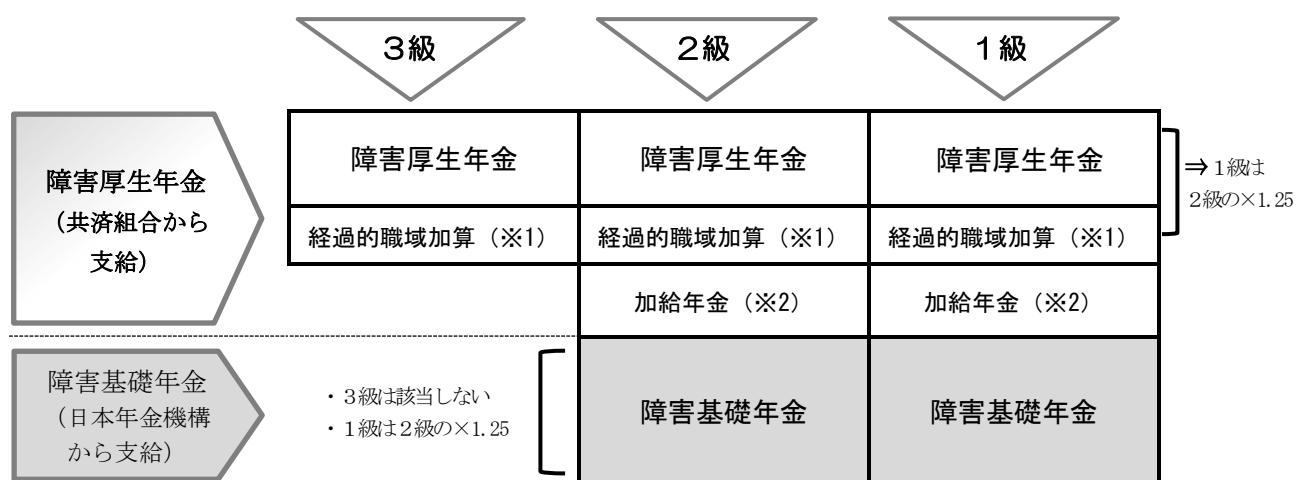
§ 10 障害厚生年金・障害基礎年金

在職中の病気・けが等により、障害等級 1～3 級に該当する障害状態になったときに、厚生年金制度から障害厚生年金が支給されます。

加えて、障害等級 1～2 級に該当する場合は、国民年金制度から障害基礎年金が支給されます。



1 障害厚生年金の支給



※1・・・平成 27 年 9 月までの組合員期間に対する経過措置（初診日が一元化前のものに限る。）

※2・・・該当者のみ
 〔支給条件に該当する配偶者がいる場合に支給される。
 加給の対象となる子がいる場合に、障害基礎年金に加算される。〕

■ 1 級

障害厚生年金	報酬比例部分の年金額 × 1.25
配偶者加給年金	(223,800 円)
障害基礎年金	972,250 円
子の加算額	(1 人目・2 人目各 223,800 円, 3 人目以降各 74,600 円)

■ 2 級

障害厚生年金	報酬比例部分の年金額
配偶者加給年金	(223,800 円)
障害基礎年金	777,800 円
子の加算額	(1 人目・2 人目各 223,800 円, 3 人目以降各 74,600 円)

■ 3 級

障害厚生年金	報酬比例部分の年金額
--------	------------

■ 1・2・3 等級に該当しない

障害手当金	3 級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。
-------	-------------------------------------

※ 65 歳未満の者で一般組合員期間中（公務員共済の年金加入期間中）に初診日のある障害給付に関する問い合わせは、当共済組合広島支部へ相談してください。（☎ 082-513-4959）

2 障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、被保険者である期間（≒在職中）に負った傷病により、次の要件に該当したときに支給されます。

初診日に加入していた共済組合等へ所定の請求書（診断書）等を提出してください。

※ 審査した結果、障害等級に該当しない可能性もあります。

- ① その傷病の「初診日」において一般組合員（公務員共済の年金加入者）であること。
- ② 「障害認定日（*1）」において、公的年金制度上、障害等級（*2）1級から3級までの障害状態にあること。

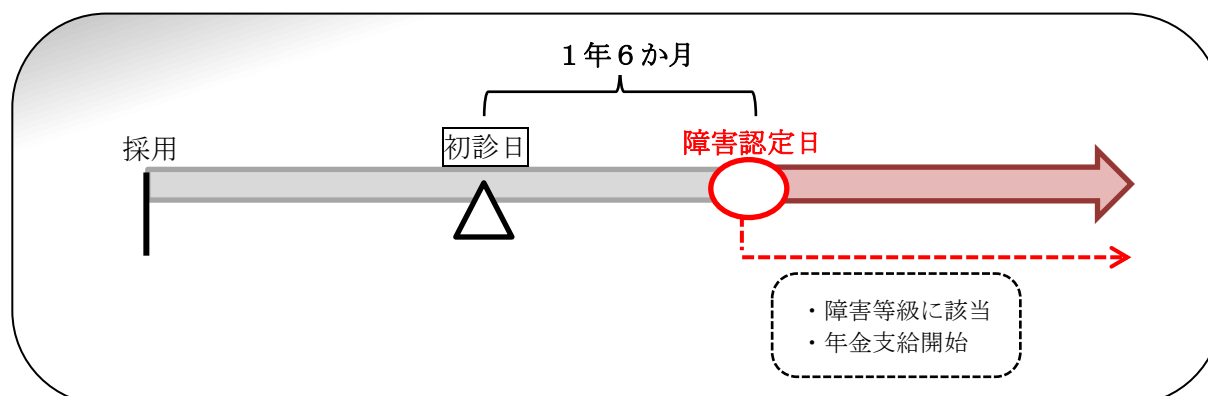
*1 障害認定日は、原則、「初診日から1年6か月を経過した日」をいう。

ただし、次表の「特例7症例」の場合で、下表右側の日が、「初診日から1年6か月を経過した日」より早いときは、その日が「障害認定日」になる。

（※ 「特例症例」は、下表のとおり）

*2 身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳との等級とは異なる。【要注意】

特 例 症 例	障害認定日となる可能性のある日
i 上肢・下肢の切断・離断	切断・離断した日
ii 人工骨頭，人工関節の挿入，置換	挿入・置換の日
iii 脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
iv 心臓ペースメーカー，人工弁の装着 心臓移植，人工心臓，補助人工心臓 CRT（心臓再同期医療機器），CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着した日
	移植又は装着日
	装着日
v 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日
vi 人工透析療法の施行	透析開始から3か月を経過した日
vii 人工肛門を造設，尿路変更術を施行 新膀胱を造設	造設，施行した日から6か月を経過した日
	造設した日
viii 咽頭の全摘出	全摘出手術を施した日
ix 在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日
x 遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後



● 事後重症とは・・・

障害認定日時点では、障害等級に該当していなくても、その後（※）傷病の症状が重症化し、障害厚生年金の障害等級に該当した場合、障害厚生年金を受給できる可能性がある。

（※） 組合員期間中に初診日のある傷病について、障害認定日には、障害等級が1級から3級の障害の状態になくても、その日から 65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日） までの間に障害等級が1級から3級までの障害の状態になったときは、障害厚生年金を請求することができる。これを障害厚生年金の「事後重症制度」という。

☆ 老齢厚生年金又は老齢基礎年金を繰上げ請求した場合は、事後重症による障害厚生年金の請求はできない。【要注意】

3 障害の程度が変わった場合の年金額の改定等

障害の程度が減退したとき又は、増進した場合において請求があったときは、その変わった障害の程度に応じて年金額を改定

（障害の程度が減退して障害等級3級に該当しなくなったときは、支給停止）

4 失権（消滅）

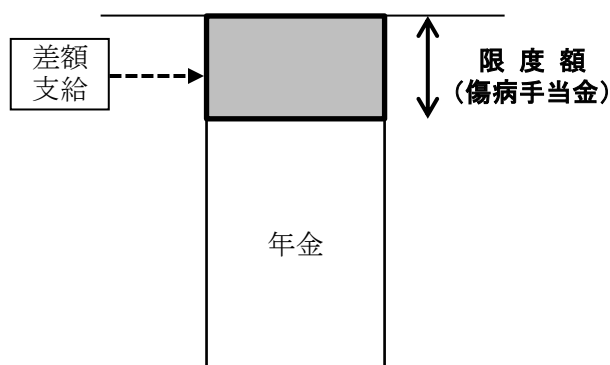
障害厚生（共済）年金を受ける権利は、障害厚生（共済）年金の受給権者が、次のいずれかに該当するに至ったときに消滅

- ① 受給権者が死亡したとき。
- ② 障害の程度が軽減し、障害等級に該当しなくなった日からそのまま3年を経過したとき又は65歳に達したときの、いずれか遅い方

<傷病手当金との調整>

傷病手当金は、退職後、同一の傷病についての障害厚生年金や、公的年金の老齢給付（老齢厚生年金、老齢基礎年金等）を受給するときは、支給されない（*）。

※ 障害厚生年金や公的年金の老齢給付の額を264（*）で除した額（円未満端数切捨て）が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給される。（（*）22日×12月=264日）



<障害年金の相談窓口>

公立学校共済組合広島支部
長期給付係

TEL (082) 513-4959 (ダイヤル)

§ 11 離婚時の年金分割（合意分割と第3号分割）

平成19年4月以降に離婚した場合、婚姻期間中の老齢厚生年金（旧共済年金）を「最大2分の1」に分割することができます。

また、平成20年4月以後の期間（第3号分割）については、相手の合意を得ることなく、年金分割請求をすることができます。



1 合意分割（平成19年4月実施）

- (1) 合意分割は、当事者間の合意又は家庭裁判所の決定により、離婚当事者の婚姻期間中における標準報酬月額及び、標準賞与月額を合計した額を基に算出します。

※ 両者の年金の基となる保険料納付記録が分割の対象となる。

- (2) 分割の割合については、両者で協議して決め、離婚成立後、2年以内に請求（時効）しますが、合意しない時は、一方の求めによって裁判所が分割の割合を定めることができる。

- (3) 分割後の記録は、60歳前半の老齢厚生年金の受給資格や基礎年金の額、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額等には反映されません。

※ 分割後の記録以外に厚生年金の加入期間がない人が死亡した場合、対象となる遺族がいた場合、遺族厚生年金が支給される。

2 第3号分割（平成20年4月実施）

第3号分割は、平成19年4月以降に離婚が成立した場合、平成20年4月以降に組合員（第2号被保険者）の被扶養配偶者（第3号被保険者）となっていた期間に限っては、相手の合意を得ることなく、組合員の掛金（保険料）の標準報酬月額及び、標準賞与月額を「最大2分の1」に分割することができる。

3 情報提供・分割請求の手続（①～⑤の順）

① 年金分割のための情報提供請求書提出

② 年金分割のための情報通知書の交付

③ 年金分割について当事者の話し合い

→合意した場合→④へ

→合意できない場合→家庭裁判所への審判などの申し立て、裁判手続を行う。

④ 年金分割請求

⑤ 離婚特例請求後の給料等の通知書の交付

4 請求期限（要注意）

年金分割の請求は、原則、次の「A B C」に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には、請求することができません。

A 離婚が成立した日

B 婚姻が取り消された日

C 事実婚関係が解消されたと認められる日



§ 12 遺族厚生年金・遺族基礎年金

一般組合員が在職中又は、退職後に死亡したときは、**一定の要件を満たしている場合**、その遺族に「遺族厚生年金」が支給されます。

また、国民年金から「遺族基礎年金」が支給されます。

※ 保険料納付の要件あり



1 遺族「厚生」年金（共済組合）

被保険者又は被保険者であった者が次の「**支給要件**」に該当する場合、その遺族に支給

◇ 支給要件 <短期要件（①～③）>

- ① 被保険者が死亡したとき。（※）
- ② 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に「初診日」がある傷病により、当該初診日から起算して「5年」を経過する前に死亡したとき。（※）
- ③ 障害等級1級又は、2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。

※ ①、②は、国民年金の保険料納付要件（3分の2要件又は、直近の1年要件）が問われる。

◇ 支給要件 <長期要件（④）>

- ④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、25年以上ある者に限る。）又は保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間が、25年以上である者が死亡したとき。
- ◆ 遺族厚生年金の請求は、現職中の一般組合員（公務員共済の年金加入）は、当共済組合広島支部です。
- ・ 年金待機者及び年金受給者は、当共済組合本部（東京）に連絡して請求手続等を行うことになりますが、お近くの年金事務所で手続をすることも可能です。（*ワンストップサービス）
 - ・ 年金が支給される遺族の順位は、「配偶者又は、子→父母→孫→祖父母」です。

2 遺族「基礎」年金（日本年金機構）

遺族基礎年金は、亡くなられた者に生計を維持されていた（*）次の遺族に支給される。

（*）死亡した当時、その者と生計を同じくしていた者であって、「年額850万円以上」の収入を将来（概ね5年以内）にわたって有すると認められる者以外の者となる。

- （1）子と生計を同一にしている亡くなられた者の配偶者（子のある配偶者が受ける場合）
- （2）亡くなられた者の子

ただし、子に支給する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金を受給している間、又は生計を同じくするその子の父、又は母がいるときは、支給が停止されます。

- * 配偶者は、平成26年4月1日前に死亡日があるときは、「妻」とされる。
- * 配偶者には、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係があった者も含まれる。
- * 子は、18歳になった年度の末日までの間にあるか、20歳未満で1級・2級の障害のある者に限られる。
- * 子は、亡くなられた者の実子、又は届出を済ませた養子に限られる。

1 支給対象者及び支給停止等

- (1) 遺族が2人以上いる場合、第1順位から第4順位のうち、最も上順位の者に支給
- (2) 同順位者が2人以上いる場合は、原則としてその人数によって等分される。
- (3) 子に対する遺族厚生年金は、「同順位者である配偶者」が遺族厚生年金を受ける権利があるときは、原則、支給停止
- (4) 遺族厚生年金の受給権者が、夫、父母、祖父母で60歳未満のときは、60歳に達するまでは、原則、支給停止
- (5) 子のいない30歳未満の配偶者に対する遺族老齢年金は、5年の有期給付

【遺族の順位・対象者等】

順 位	対象者	遺族厚生年金
第1順位	配偶者	妻（年齢制限なし） 受給権発生時に55歳以上の夫（60歳未満は支給停止）
	子	18歳の年度末までの子で配偶者がいない（結婚していない子）
		受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当する20歳未満の子で配偶者がいない
第2順位	父母	受給権発生時に55歳以上の父母（60歳未満は支給停止）
第3順位	孫	第1順位の子と同じ
第4順位	祖父母	第2順位の父母と同じ

2 年金額等

老齢厚生年金の受給者が死亡したときの遺族厚生年金の額は、亡くなった者が受給していた老齢厚生年金の概ね、4分の3程度になります。

- (1) 法改正等により変更される場合もありますので、年金受給額その他、詳細については 公立学校共済組合本部へお問い合わせください。（TEL. 03-5259-1122）
- (2) 公立学校共済組合広島支部の一般組合員が、在職中に死亡した場合又は、退職後すぐに死亡した場合を含む）は、広島支部へ連絡してください。

★ 年金受給者・年金待機者の年金相談・請求窓口は、公立学校共済組合本部・年金事務所

§ 13 年金請求手続

平成 27 年 10 月に被用者年金が一元化されると同時に「ワンストップサービス」を開始しています。(一部、ワンストップサービス対象外)

一元化前までは、公務員共済の年金請求等に関わる諸手続は、退職時に加入していた共済組合が行っていましたが、一元化後は、お近くの年金事務所の窓口等で請求手続をすることが可能になっています。



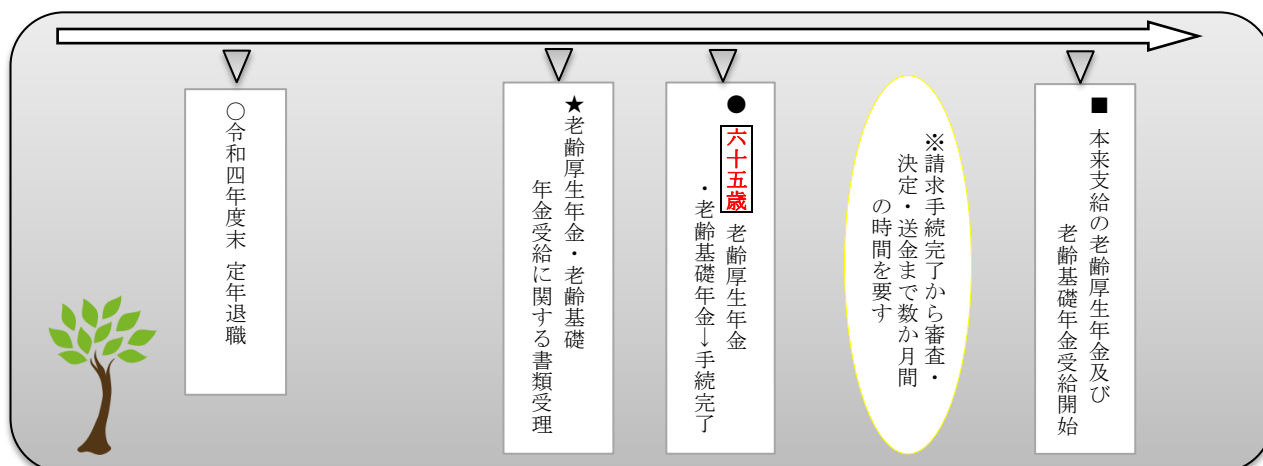
1 退職時の提出書類（退職届書：記入例 32 頁）【★提出期限：令和 5 年 4 月 14 日（金）】

- (1) 退職届書の様式は、当共済組合広島支部のHP（様式ダウンロード集）から入手可能です。
記入例に従い、必要事項を記入し、所属所長を経由して広島支部へ提出してください。
- (2) 提出された退職届書により、「一般組合員の組合員期間、給料・賞与等、その他の記録」を精査して、「年金待機者（将来、年金を受け取る者）」として当共済組合本部へ登録（進達）します。
- (3) 年金待機者として登録済みの者には、「年金支給開始年齢到達時の約 2～3 か月前」に当共済組合本部が年金請求に必要な書類を退職届書に記載した登録済の住所に送付します。
- (4) 年金待機者として登録した後で、結婚等により住所、氏名等が変更した場合は、「年金待機者異動報告書」を当共済組本部へ提出してください。（様式は、当共済組合本部のHPから入手）

2 年金の請求について

- (1) 年金は、支給開始年齢に到達すれば、自動的に皆様の口座に振り込まれる訳ではありません。
- (2) 年金の支給開始時期は、段階的に引き上げられています（S. 36. 4. 1 日生まれの者まで）。
- (3) 自身の年金支給開始年齢（年金受給権発生日）以降、速やかに請求手続を行ってください。
- (4) 年金の支給開始年齢到達時の約 2～3 か月前に年金請求に関する案内が届きますので、次頁に記載している何れかの実施機関（窓口・郵送）で手続を行ってください。
- (5) 複数の年金加入期間（民間企業、臨時的任用、公務員の共済組合、私学共済等）をお持ちの方は、それぞれの実施機関で請求手続を行う必要がありましたが、被用者年金一元化以降、ひとつの実施機関で同時に請求することができるようになりました。（一部、障害給付を除く）

≪ 60 歳定年退職後、年金受給までの基本的な流れ ≫



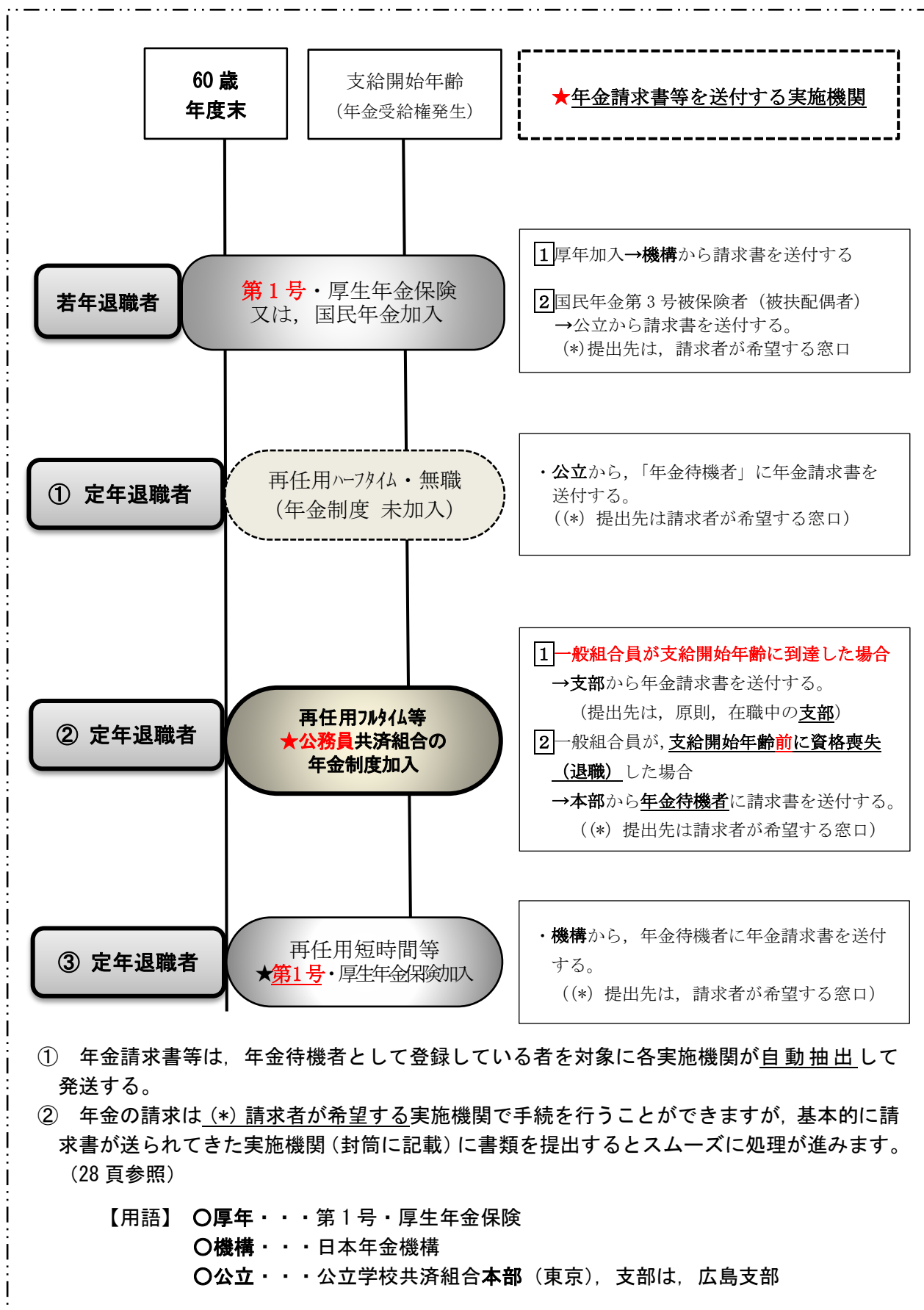
■ 公的年金に関する相談・請求窓口（実施機関一覧）

実施機関名	郵便番号	所在地	電話番号
地方職員共済組合 地方共済事務局	〒 102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9	☎ 03-3261-9850
〃 広島県支部	〒 730-8511	広島市中区基町 10-52	☎ 082-513-2264
公立学校共済組合 本部	〒 101-0062	東京都千代田区神田駿河台 2-9-5	☎ 03-5259-1122
〃 広島支部	〒 730-8514	広島市中区基町 9-42	☎ 082-513-4959
警察共済組合 本部 事務局	〒 102-8588	東京都千代田区三番町 6 番 8	☎ 03-5213-7570
〃 広島県支部	〒 730-8507	広島市中区基町 9-42	☎ 082-228-0110
全国市町村職員共済組合連合会	〒 102-0084	東京都千代田区二番町 2 番地	☎ 03-5210-4608
広島市職員共済組合	〒 730-8586	広島市中区国泰寺町 1-6-34	☎ 082-504-2061
広島県市町村職員共済組合	〒 730-0036	広島市中区袋町 3-17	☎ 082-545-8555
日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部	〒 113-8441	東京都文京区湯島 1-7-5	☎ 03-3813-5321
〃 広島ガーデンパレス共済業務課	〒 732-0052	広島市東区光町 1-15-21	☎ 082-262-1134
日本年金機構 広島県内の年金事務所	〔 下表「 広島県内の年金事務所(※)」参照 〕		
国家公務員共済組合連合会	〒 102-8082	東京都千代田区九段南 1-1-10	☎ 03-3265-8141

□ 広島県内の年金事務所(※)

年金事務所	所在地	電話番号	管轄区域
広島東	〒730-8515 広島市中区基町 1-27	☎ 082-228-3131	広島市のうち中区、 安佐南区、安佐北区
広島西	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 (NTT コムウェア広島ビル 1 階)	☎ 082-535-1505	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市、廿日市市、山県郡
広島南	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35	☎ 082-253-7710	広島市のうち東区、南区、 安芸区 江田島市 安芸郡
福山	〒720-8533 福山市旭町 1-6	☎ 084-924-2181	福山市
呉	〒737-8511 呉市宝町 2-11	☎ 0823-22-1691	呉市 竹原市 東広島市
呉 (東広島分室)	〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル 1 階	☎ 082-493-6301	
三原	〒723-8510 三原市円一町 2-4-2	☎ 0848-63-4111	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡
三次	〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8	☎ 0824-62-3107	三次市 庄原市 安芸高田市
備後府中	〒726-0005 府中市府中町 736-2	☎ 0847-41-7421	府中市 神石郡

★ 年金請求のイメージ



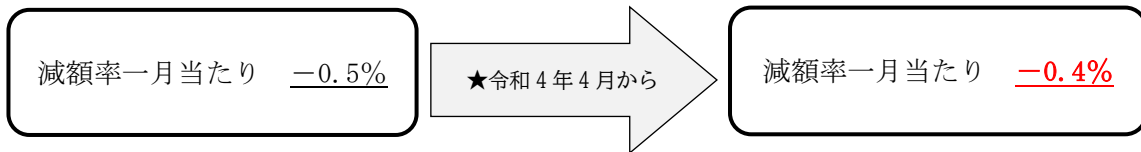
令和4年4月1日施行の年金制度改正

1 年金の繰上げ請求に係る減額率の見直し

支給開始年齢に到達していなくても、60歳以降であれば、本人が希望することにより、繰上げ請求を行って、自身の支給開始年齢より前に年金を受給することができます。

《対象者》

令和4年4月1日現在、**60歳未満の者**（昭和37年4月2日以降に生まれた者）

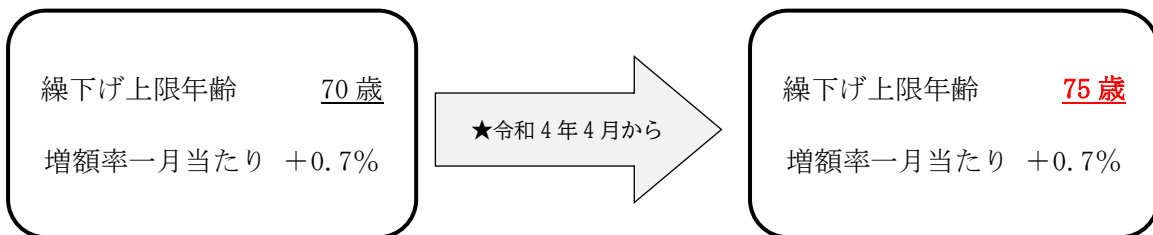


2 年金の繰下げ上限年齢の引上げ

老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、原則として、65歳から受給できますが、66歳以降に受け取り始めた場合（繰下げ受給）には増額した年金を受給することができます。

《対象者》

令和4年4月1日現在、**70歳未満の者**（昭和27年4月2日以降に生まれた者）



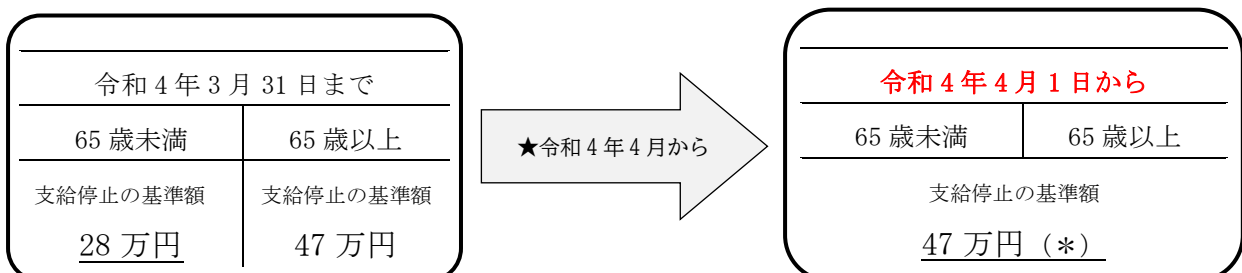
3 65歳未満の在職老齢年金の停止基準額の見直しについて

共済組合の一般組合員である常勤フルタイムの再任用・任期付職員等が、在職中に年金の支給開始年齢に到達した際の年金を「在職老齢年金」といいます。

在職老齢年金は、賃金（標準報酬月額＋賞与）と調整しますので、一定の「**停止基準額**」を超える場合は、年金の一部又は全部が支給停止になります。

今回の制度改正により、**65歳未満の方の在職老齢年金の支給停止基準額**が、28万円から47万円に引き上げられましたので、**65歳以上の方と同様の「支給停止基準額」を適用**して停止額を算出します。

（*）支給停止基準額（47万円）は、毎年、1万円単位で改定する（46万円になる可能性あり）。



公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権をお持ちの方へ
年金受給権者の**再就職**に伴う手続

公務員の共済組合（国・地方・市町村等）の年金は、最後に属していた公務員の共済組合が年金額を決定（裁定）して支給することとされています。

これにより、既に**公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有している方**が、再度、公務員の共済組合の**一般組合員の資格を取得した場合**は、公務員の年金制度を引き継ぐための手続として、年金受給権者再就職届書（以下、「届書」という。）を提出していただく必要があります。この届書は、年金決定時に交付している『**年金証書（原本）**』を添えて**所属所経由**で、当共済組合**広島支部**へ提出してください。

当共済組合**本部**において、再就職に係る事務処理が終了した後に、年金証書（原本）を**返却**します。

- ◆ 紛失等により、年金証書（原本）を添付できない場合は、別途、その旨を記載して、届書と一緒に提出してください。（様式不問）
- ◆ 公務員の共済組合（国家公務員、地方職員、公立学校、市町村職員等）の年金受給権をお持ちの方のみ、この手続が必要です。

※ 公務員の期間の年金をお持ちでない方は、この届書の提出は不要です。

年金受給権者再就職届書

フリガナ 受給権者氏名		ヒロ シマ ジロウ		生年月日	明治 大正 昭和		32年 10月 9日	
		広 島 二 郎						
年金証書 記号番号		3 3 - 1 2 3 4 5 6 7 8		年金の種類	老齢厚生年金 (特別)	基礎年金 番 号	9999-111111	
再 就 職 後	所属機関又は 勤務先の名称 及び所在地	〇〇市立〇〇小学校 〇〇市〇〇町一丁目1-1						
	所属共済組合	公立学校 共済組合 広島 支部 所属所 〇〇小学校						
	再就職年月日	令和 3 年 10 月 1 日			組合員種別	一般組合員		
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 様 令和 3 年 10 月 1 日 届 出 者 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町二丁目2-2 氏名 広 島 二 郎								
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 3 年 10 月 4 日 所属機関の長 所属機関名 〇〇市立〇〇小学校 及び職名 氏 名 校 長 公 立 薫								

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。

<様式は当共済組合広島支部の HP からダウンロードして入手>

《参考》

■ 厚生年金の被保険者の区分（平成27年10月以降）

民間被用者（会社員）	第 1 号厚生年金被保険者
国家公務員（国立大学法人等職員）	第 2 号厚生年金被保険者
地方公務員（地方職員・公立学校・市町村職員）	第 3 号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度加入者	第 4 号厚生年金被保険者

※ 公務員の厚生年金は、第2号厚生年金保険者及び第3号厚生年金被保険者

※ 平成27年9月末までに受給権が発生した老齢を事由とする年金の名称は、退職共済年金

◆「退職届書」の記入要領等（※退職者全員提出）

記入例

令和4年度末 退職者用
(網掛け部分は記入不要)

「届出日」は、「退職日」以降とする。

組合員証（健康保険証）の番号を記入

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

基礎年金番号が不明の場合は、空欄で可（当支部で記入します。）

退職日前後に氏名の変更がある場合は、変更後の氏名を記入し、「旧姓」欄に変更前の姓又は名を記入

旧姓及び改姓年月日は、分かる範囲で記入

退職日以降、概ね6か月以内に転居予定の場合は、転居先の住所を記入
※転居先が未定の場合は、現住所を記入

電話番号を必ず記入（携帯電話可）
※忘れずに！

退職時の所属所機関名及び職名
(日付は、土・日であっても退職年

退 職 届 書 (共済組合提出用)														
公立学校組合理事長 殿														
届出日 令和 5 年 3 月 31 日														
フリガナ ヒロ シマ タ ロウ														
元号 年 月 日 性別														
氏名 広 島 太 郎														
生年月日 昭 平 3 7 0 5 1 8 男・女														
退職年月日 令和 0 5 0 3 3 1 旧姓 改姓年月日 基礎年金番号 障害状態の有無														
令和 0 5 0 3 3 1 昭 平 6 3 年 1 0 月 日 9 4 5 1 - 6 5 4 3 2 1 有・無														
所属機関名 青空小学校 職 名 教諭 待機者番号(前歴あり) 種別 証書番号														
7 2 0 - 8 5 1 4 フリガナ ヒロシマ ケン ヒロシマ シ ナカク														
退職者の住所等 郵便番号 住所 広 島 都・道 広 島 市・郡 中 区(東京都)														
上欄住所のつづき 町名 番地等 基町 99番 99号														
電話番号 082- 513 - 0123 (携帯No. 090-1234-5678)														
退職者の配偶者の有無 「有」の場合は記入して下さい。 配偶者の年月日 元号 年 月 日 配偶者を扶養していますか														
無・有 昭 平 3 7 1 0 1 5 している していない														

組合員期間に初診日のある重度の障害により、障害厚生(共済)年金を受けている又は、請求を検討している場合のみ「有」に○をする。それ以外の場合は、「無」に○をする。

※忘れずに！

★公立学校共済組合の年金を受給中の場合のみ、年金種別・年金証書番号を記入
【例】：障害厚生(共済)年金、遺族厚生(共済)年金等

配偶者の扶養状況は、退職日時点の状況を想定して記入

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 5 年 3 月 31 日

所属機関名 青空小学校 校長

所属機関の長 氏 名 青空 一郎



共 済 組 合 記 入 欄 (任意)														
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一 時 金 支 給 額						
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勤続・失職	義・非			有・無	一 時 金 額				受 給 日		
	退職年月日		退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限					元号	年	月
	元号	年	月	日								昭和		
退職②	昭和						有・無					昭和		
退職③	昭和						有・無					昭和		
退職④	昭和						有・無					昭和		
退職⑤	昭和						有・無					昭和		
審 査 作 成 者														

★退職届書は、当共済組合の年金記録等を登録するために必要な書類です。必ず、提出してください。

《最終チェック！》

※ 記入欄を再確認して提出してください。
※ 年度末退職の方の退職届書の提出期限は、令和5年4月14日(金)です。
(期限を過ぎて提出する際の連絡は不要です。速やかに提出してください。)

組合員の皆さまからよくいただく質問 (Q1～Q21)

年金制度FAQ



公的年金の仕組み

Q1 公務員になる前に民間の会社に勤めていて、厚生年金に5年入っていた。老齢厚生年金の手続はどこですか。また、その間の年金はいつからもらえるのか。

A1 平成27年10月以降、被用者年金一元化に伴い、ワンストップサービスを開始していますので、「公務員共済」と「民間企業等」の年金は、ひとつの実施機関で複数の年金を請求することが可能になっています。

年金の支給開始年齢の2～3か月前に最後に加入していた年金の実施機関から請求書類が届きますので、請求してください。(29頁参照)

なお、被用者年金一元化後も経過措置として、公務員等の老齢厚生年金は、男女とも同一のスケジュールで支給されるのに対して、民間企業等へ勤務していた期間の老齢厚生年金は、男女により支給開始年齢が異なります。

今年度末に60歳で定年退職される女性の場合は、公務員共済の老齢厚生年金と民間企業等の老齢厚生年金の受給開始年齢が異なるため、2種類の年金を同時に請求することはできませんので、注意してください。

<例>

Aさん 女性 (S37.4.2～S38.4.1生まれ) の場合

① 民間企業等で1年以上働いた経験があり、その間、被保険者年金に加入していた。

② 公的年金制度の加入期間が10年以上ある。

※ **被用者年金**の加入期間は、公務員共済、私学共済の組合員期間及び民間企業等の被用者年金加入期間を合算（国民年金のみに加入していた期間は合算の対象外）

（被用者年金に加入している期間（20～60歳）は、国民年金制度にも加入している）

※ **公的年金**の加入期間は、被用者年金の加入期間と「国民年金のみ」に加入していた期間を合算（9頁参照）

上記、①、②の要件を満たしている場合、Aさんは、63歳から、民間企業等で勤務した期間の年金を受給し、65歳から、公務員共済の年金を受給します。加えて、65歳から、老齢基礎年金（国民年金）を受給することができます。

Q2 56歳の妻（無職、被扶養配偶者）がいるが、私の定年退職後、市区町村役場で、国民年金の被保険者の種別変更手続きをして、妻の国民年金保険料を払う必要があるのか。

A2 あなたが、再就職しない又は、再就職しても被用者年金制度に加入しない場合は、市区町村役場で手続きをした上で、配偶者が60歳になるまで、配偶者の国民年金の保険料を払う必要があります。（※任意継続組合員は、健康保険制度のみに加入し、年金制度には加入していません。）

一方で、あなたが再就職して被用者年金制度に加入し、配偶者を扶養（被扶養配偶者）にした場合、配偶者は、国民年金制度上、「**第3号被保険者**」になりますので、国民年金の保険料を支払う必要はありません。（2頁，4頁参照）

＜例＞

- 60歳で退職した後、再任用フルタイム勤務・任期付職員等の一般組合員として、広島県の公立学校に勤務し、配偶者を扶養したとき。

★厚生年金被保険者（65歳未満）の被扶養配偶者（20歳～60歳）→「**第3号被保険者**」



- 公立学校共済組合の一般組合員として資格を再取得しますので、現職中と同様に、あなたの配偶者は、**国民年金制度上「第3号被保険者」**となりますので、市区町村役場で手続きを行う必要はありません。

- ・ 現職中の組合員証番号は消滅し、新たに「再任用の組合員証番号」に変わります。
- ・ 配偶者の認定に関する事務手続きについては、再任用先又は、当共済組合広島支部・短期給付係に問い合わせてください。（短期給付係 ☎ 082-513-4957，082-513-4958）

【注】 **短期組合員**は、公務員共済組合の**年金制度に加入していません**。

配偶者の国民年金に関する手続等は、事業主（適用事業所）に確認してください。

Q3 私は、昭和37年4月5日生まれなので、65歳から年金を受給することになるが、65歳の誕生日（4月分）から年金が出るのか。

A3 老齢厚生年金は、65歳到達日（65歳の誕生日前日）の翌月から支給されるので、あなたの場合は、5月分の年金が、6月に支給され、6月及び7月分の年金は、8月に支給されます（8月と9月分は、10月支給）。★年金は後払いです。

Q4 学生時代（20歳頃）の国民年金未加入だった期間について、保険料を今から払えば、満額の老齢基礎年金を受けることができるのか。

A4 時効により、学生時代の保険料を今から追納することはできませんが、退職後、65歳に達するまでの間は、国民年金に任意加入して、保険料を納付し、満額の老齢**基礎**年金に近づけることができます。

ただし、再就職して被用者年金制度に加入した場合は、国民年金制度上の第2号被保険者になりますので、任意加入することはできません。(65歳まで)

※ 国民年金の「任意加入」をお考えの方は、「お住まいの市区町役場の国民年金担当」又は「お近くの年金事務所」へ問い合わせてください。

Q5 学生時代は国民年金未加入だったので、この期間の年金は出なくてもやむを得ないが、60歳で定年退職した後、再任用7月俸で勤務した期間（2年間）も掛金を払っているのに、どうして、国民年金（老齢基礎年金）の金額に反映されないのか。

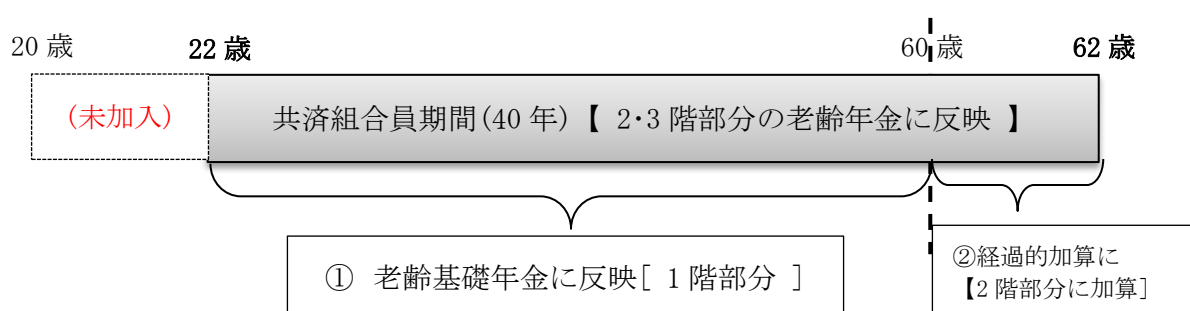
A5 共済組合員の期間のうち、国民年金の加入月数としてカウントされるのは、「20歳」から「60歳」までの期間とされています。

60歳を超えても、同じ共済組合員として、長期掛金（保険料）を払っているのに、老齢基礎年金額に反映されないという現行の取り扱いは、なかなかご納得いただけないものと推測しますが、制度上、やむを得ません。

お尋ねの疑問に答える形の年金として、「経過的加算（65歳から支給）」というものがあります。これは、20歳未満又は60歳以降に、被用者年金制度への加入期間がある場合、その期間の「老齢基礎年金相当額」を公立学校共済組合の老齢年金に加算するもので、お尋ねのケースで生じる矛盾を解消する役割を持っています。

ただし、老齢基礎年金は、40年加入して満額支給という仕組みですので、加算される上限は40年分となっており、40年を超えた組合員期間分は、加算されない仕組みになっています。

【例】22歳で就職して共済組合に加入、62歳で退職した場合



① 老齢基礎年金(65歳から)

・ 22歳～60歳までの 38年分を支給。

② 経過的加算(65歳から)

・ 「共済組合員期間40年分の老齢基礎年金相当額」－「20歳から60歳までの共済組合員期間についての老齢基礎年金額」＝「**2年分の老齢基礎年金相当額**」を支給。

在職中の老齢厚生年金（支給停止）

Q6 定年退職後に、再任用職員として就職することを考えている。

私の職場での再任用の形態は、「フルタイム」と「ハーフ」及び、「時間講師」があるが、再就職した場合の年金の支給停止について、説明にある「週 30 時間程度勤務」や、「週 20 時間以下で勤務」とは、それぞれの形態に当たるのか。

A6 平成 28 年 10 月以降、短時間労働者の厚生年金・健康保険加入の適用範囲が拡大されています。自身の勤務形態による、厚生年金・健康保険の加入の有無及び種類等については、再就職先の担当者へ確認してください（必須）。

Q7 年金の支給停止について、もし、公務員として週 20 時間程度の勤務で再就職した場合、支給停止の対象となるのか。

A7 再就職して、被用者年金制度（厚生年金）に加入する場合は、年金と賃金（給料等）の額に応じて年金額の調整をしますので、年金の一部が支給停止される場合があります。

再就職して、被用者年金制度（厚生年金）に加入しない場合は、年金と賃金（給料等）の調整をしませんので、年金が停止されることはありません。

※ 再就職する際は、事業主の担当者に年金制度加入の有無、種別等を確認してください。

Q8 定年退職後、直ぐに年金が貰えないので、再就職することを考えている。年金の支給停止について知りたい。

A8 働きながら受け取る年金を「在職老齢年金」と言います。

今年度末に 60 歳で定年退職する方の年金の支給開始年齢は、65 歳です。

65 歳の誕生日以降に一般組合員（再任用フルタイム、任期付職員等）として勤務する場合は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されます。

※ 年金の請求手続を行っていない場合は、年金決定時に遡って清算した額を送金します。

※ 年金の受給開始年齢以降に再就職する際は、再就職先の事業主に年金・健康保険の加入の有無及び年金の種別等を必ず確認してください。

Q9 60 歳定年退職後、再任用フルタイム職員として勤務した場合、退職後に、どのくらい年金が増えるのか。

A9 公務員組合員の期間と給料等の額によって異なりますので、一概に「どのくらい増える」とは言えませんが、数年前に、60 歳定年退職後、1 年間、再任用フルタイム職員として勤務した方の年金額を調べたところ、概ね、年額で 3～4 万円程度の増額（平均）になっていました。

当時とは年金額の水準が異なることに加え、平成 27 年 10 月以降の組合員期間は、被用者年金一元化により 3 階部分の年金の取り扱いが変わっていますので、今年度 60 歳定年の方にそのまま当てはまるかどうかは分かりませんので、目安としてください。

65 歳以降の老齢厚生年金（加給年金額）

**Q10 加給年金について、私が生計維持している配偶者は、厚生年金や共済組合に加入したことがなく、同じ年で、誕生日はほとんど変わらない。子供はいない。
私は、加給年金をもらえるのか。**

A10 加給年金の対象となる方は、一定の要件を満たした「配偶者」及び「子」です。

あなたが 65 歳になった時点で、一定の要件を満たしている配偶者がいる場合、配偶者が 65 歳になるまでの間、加給年金額があなたの老齢厚生年金に加算されます。

☆ 加給対象者が配偶者の場合

- ① あなた自身の被用者年金（厚生年金）の加入期間が 20 年以上ある（国民年金のみに加入していた期間は含まない）
 - ② 配偶者の生年月が、あなたの生年月より前である（※同一年月の場合は加算なし）
 - ③ 配偶者が 20 年以上の加入期間に基づく年金の支給開始年齢に到達していない
- ※ あなたが 65 歳到達時点で、加給対象者である配偶者自身が「20 年以上の加入期間に基づく特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達している」場合は、加給年金額の支給が停止される）

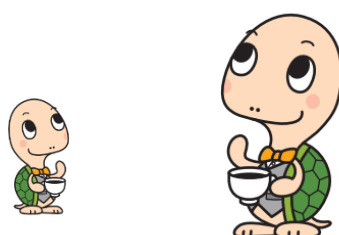
老齢厚生年金の繰り上げ

Q11 65 歳から年金を受給するが、繰上げ請求はしなければいけないのか。

A11 繰上げ請求をするか否かは、本人の希望によるものですので、請求しなければならないわけではありません。

繰上げ請求をせずに、支給開始年齢（65 歳）まで待つて年金を請求すれば、生涯、減額されない年金を受け取ることができます。

※ 繰上げ請求をする際は、メリット、デメリットを十分理解たうえで請求手続を行ってください。（15 頁参照）



Q12 公立学校共済組合の老齢厚生年金の繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金も一緒にもらえるのか。

A12 老齢厚生年金を繰上げ請求する場合は、老齢基礎年金も同時に繰上げ請求しなければなりませんので、減額された老齢基礎年金と一緒に受給することになります。

※ 老齢厚生年金と老齢基礎年金のどちらか一方を繰上げ請求することはできません。

公務員共済の年金加入期間

Q13 私は、広島県の公立小学校に臨時的任用職員として勤務していたが、公立学校共済組合の年金をもらえるのか。

A13 公立学校共済組合の年金制度に加入していた組合員期間があり、一定の要件を満たしている場合に公務員共済組合の年金を請求することができます。

臨時的任用職員の公務員の組合員期間は、任用されていた時期及び期間によって異なります。

令和2年3月31日までは、任用から、1日も空けずに13月目を超えた月の初日に公務員共済の組合員の資格を取得していましたが、その後の制度改正により、令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間は、任用と同時に公務員共済の組合員の資格を取得することになりました。

※ 令和4年10月1日以降、臨時的任用職員は、共済組合の短期組合員となったため、加入する被用者年金の区分は、「第3号厚生年金保険（公務員共済）」から「第1号厚生年金保険（民間企業等）」に切り替わりましたので、年金制度の適用外になりました。。

＜ 臨時的任用職員の組合員期間等 ＞

	臨時的任用期間	公務員共済の一般組合員
1	～ R 2. 3. 31	任用から、1日も空けずに13月目を超えた月の初日に資格取得 ※ 昭和63年4月以前は、国民年金に任意加入
2	R 2. 4. 1 ～ R 4. 9. 30	任用と同時に資格取得 ※ R4.9.30まで、 <u>第3号厚生年金</u> 加入（公務員共済の年金）
3	R 4. 10. 1 ～現在	R4.9.30まで一般組合員→R4.10.1以降、短期組合員 ※ R4.10.1から、 <u>第1号厚生年金</u> 加入（民間企業等の年金）

※ 年金の加入記録は、誕生月に届いている「ねんきん定期便」で確認してください。

※ ねんきん定期便で確認できない場合は、お近くの年金事務所へ問い合わせてください。

公立学校共済組合から支給される障害年金

Q14 60歳定年退職者だが、1年前に人工股関節置換術を行った。障害年金の制度があることは知っていたが、私のように定年まで勤める者にとって意味があるのか分からなかったので、手続を何もしていない。

障害年金の請求をすることで、何かメリットはあるのか。

A14 公務員共済の一般組合員の期間に初診日があり、障害認定日以降に、公的年金の障害等級3級以上になった場合は、障害年金の支給対象となります。

被用者年金一元化前の障害共済年金は、在職中は、原則、支給停止されていましたが、共済年金が厚生年金に統一されたことにより、在職停止は「解除」されました。

ただし、一人一年金の原則により、**老齢厚生年金**と**障害厚生年金**の両方を受給することはできません。（※退職後の障害給付の相談・請求窓口は、初診日に加入していた公務員の共済組合になりますので、まずは、当共済組合広島支部（長期給付係）に連絡してください。）

公立学校共済組合から支給される遺族年金

Q15 遺族年金について、「老齢年金の概ね4分の3」とあるが、どういう意味か。

A15 遺族厚生年金の計算方法は、個々の状況（家族の有無等）に応じて異なるため一概には言えませんが、ひとつの目安として、「亡くなった方がもらっていた老齢厚生年金（退職共済年金）の、概ね4分の3程度の額」になると考えておいてください。（25頁、26頁参照）

退職届書

≪「記入例」（A3判）32頁≫

Q16 改姓した日をよく覚えていない。退職届書の「旧姓」と、「改姓年月日」欄は、書く必要があるか。

A16 「旧姓・改姓年月日」欄は、必須の記入事項ではありませんので、「改姓年月日」を記入する場合は、分かる範囲で書いていただいて構いません（任意の記入欄）。

Q17 退職後に転居する予定だが、住所と電話番号はどのように書けばよいか。

A17 退職後、概ね6か月以内に転居することが決まっており、転居先の住所・電話番号等が分かっている場合は、新しい住所・氏名等を記入しておいてください。

なお、当共済組合本部（東京）から送付する郵便物（広報紙・請求書・申請書等）が確実に届くよう、郵便局に「**転居届**」を提出しておいてください。（☆ 忘れずに！）

Q18 今年度末に定年退職することが決まっているが、退職届書は、4月以降に提出するのか。退職日より前に提出することは可能か。

A18 退職日より前に提出することは可能です。この場合、提出年月日及び所属所長の証明欄の証明日は、記入例のとおり、「退職年月日」としてください。

(退職日が、土日祝日の場合も「退職年月日」)

《退職日以降に提出する場合》

- 提出年月日（所属所長の証明日）・・・所属所長が証明して提出する日
- 所属所長の証明欄（証明者氏名）・・・提出日時点の所属所長が証明する
- 所属（学校等）の統廃合があった場合・・・事務を引き継いだ所属所の長が証明する

Q19 退職届書は、提出する必要があるのか。

A19 この「退職届書」は、公務員共済の一般組合員の組合員期間・給料・賞与等を登録するために必要ですので提出してください。

※ 登録完了後に「年金待機者（将来年金を受け取る者）」となります。

※ 登録事務処理完了まで、概ね、6～10か月程度の日数を要します。

※ 登録完了後に当共済組合本部から「待機者となられた方へ」を送付します。

在職中の老齢厚生年金の請求（一般組合員）

Q20 定年退職後、再任用フルタイムで広島県の小学校に勤務しているが、老齢厚生年金の請求は、いつ、どこですか。

A20 年金制度の改正（昭和61年4月1日施行）に伴い、生年月日によって、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられています。（下表）

一般組合員（再任用フルタイム）期間中に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する方には、当共済組合広島支部が年金の請求書等を送付します。

なお、65歳以降も当共済組合の一般組合員の資格を有する方の「年金請求」・「退職改定」に係る事務処理は、当広島支部が行います。（※ 該当者には別途案内）

☆ **特別支給**の老齢厚生年金支給開始年齢（60歳～64歳）（表）

	生 年 月 日	支給開始年齢
1	昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
2	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
3	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
4	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
5	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
6	昭和36年4月2日以降	65歳



一般組合員の年金相談＆手続等

Q21 公務員共済の一般組合員の資格喪失した後は、年金に関する相談等は、どこで、どのようにするのか。

A21 被用者年金一元化（平成 27 年 10 月）に伴い、ワンストップサービスを実施していますので、公務員共済組合以外の窓口で相談することも可能です。

日本年金機構から支給する「老齢基礎年金（国民年金）」及び一般企業等に勤務していた期間の厚生年金は、お近くの年金事務所へ相談してください。（28 頁参照）

《公立学校共済組合の年金相談窓口》

	現職者・退職者	年金請求・事務処理 年金相談窓口	連絡先住所等 （年金関係書類（送付・提出先））
1	一般組合員 （本務者・再任用フルタイム・任期付職員等） ※公務員共済の年金制度加入者	公立学校共済組合 広島支部	〒730-8514 広島市中区基町 9-42 TEL. 082-513-4959 （長期給付係） （8：30～17：15）
2	年金待機者 ※過去退職者で登録完了済者	公立学校共済組合 本部	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 TEL. 03-5259-1122 （年金相談専用） （9：00～17：30）
3	年金受給者 ※在職中の一般組合員を除く		

※ 公立学校共済組合の「年金待機者」及び「年金受給者」の年金の相談窓口は、当共済組合 **本部**となっています。

※ 年金の請求書等は、年金の支給開始年齢到達日の 2～3 か月前に「最後に加わっていた被用者年金の実施機関」が送付します。（29 頁参照）

※ **障害年金**に関する問い合わせは、**初診日**に加わっていた被用者年金制度（厚生年金）の実施機関が相談の窓口になります。（Q14 参照）

- ☆ 広報紙「教職員のための**共済フォーラム**」を年に 4 回（6、9、12、3 月号）及び、年金受給者・年金待機者には、「**年金フォーラム**」を年 2 回（6、12 月号）、公立学校共済組合**本部**が発行して、送付しています。
- ☆ 公的年金・健康保険制度等について、分かり易く解説していますので、是非、ご活用ください。

